

○九州女子大学学則

昭和37年学園規則第1号

施行：昭和37年4月1日

最終改正：令和5年4月1日

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は、教育基本法に則り学校教育法の定めるところにより広く知識を授けると共に、深く専門の学術を教授研究し、応用的能力展開と人格の完成に努め、我が国の文化の高揚発達に貢献する高い知性と豊かな情操を有する女性の育成を目的とする。

(自己評価)

第2条 本学は、その教育水準の向上を図り、本学の設置目的並びに社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行う。
2 点検及び評価を行うに必要な事項は、別に定める。

第2章 組織

(学是)

第3条 本学は、建学の精神「自律処行」、すなわち自らの良心に従い事に処し善を行うことを学是とし、この学是に則り、自ら立てた規範に従って、自己の判断と責任の下に行動できる強くてしなやかな女性を育成する。

(家政学部の人材養成及び教育研究上の目的)

第3条の2 家政学部は、学是「自律処行」の精神に基づき、人間生活とその環境に関する学問領域と食と栄養に関する学問領域において専門的教育・研究を行い、各専門分野の知識・技術と幅広い教養を身に付け、社会に貢献できる、豊かな人間性と高い倫理性を備えた人材を養成するため、学科の教育目標を次のとおりとする。

- (1) 生活デザイン学科は、人間生活とその環境に関する専門性と広い視野を有し、社会に貢献できる、豊かな人間性と高い倫理性を備えた人材の育成を目的とする。
- (2) 栄養学科は、食と栄養に関する専門性と広い視野を有し、社会に貢献できる、豊かな人間性と高い倫理性を備えた管理栄養士の育成を目的とする。

(人間科学部の人材養成及び教育研究上の目的)

第3条の3 人間科学部は、学是「自律処行」の精神に基づき、子どもの教育及び発達支援に関する学問領域と人間の心理・文化に関する学問領域において専門的教育・研究を行い、各専門分野の知識・技能と幅広い教養を身に付け、社会に貢献で

きる、豊かな人間性と高い倫理性を備えた人材を養成するため、学科の教育目標を次のとおりとする。

- (1) 児童・幼児教育学科は、子どもの教育及び発達支援に関する専門性と広い視野を有し、社会に貢献できる、豊かな人間性と高い倫理性を備えた人材の育成を目的とする。
- (2) 心理・文化学科は、人間の心理と文化に関する専門性と広い視野を有し、社会に貢献できる、豊かな人間性と高い倫理性を備えた人材の育成を目的とする。

(学部、学科及び定員)

第4条 本学に設置する学部、学科の定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	収容定員
家政学部	生活デザイン学科	60名	240名
	栄養学科	90名	360名
人間科学部	児童・幼児教育学科	100名	400名
	心理・文化学科	90名	360名

(事務組織)

第5条 本学に、事務局、教務部、学生部及び入試広報部を置く。

- 2 事務局、教務部、学生部及び入試広報部の組織については、別に定める。

(附属施設)

第6条 本学に、次の附属施設を置く。

- (1) 九州女子大学附属図書館
 - (2) 九州女子大学附属折尾幼稚園
 - (3) 九州女子大学附属自由ヶ丘幼稚園
 - (4) 九州女子大学附属鞍手幼稚園
 - (5) 九州女子大学学術情報センター
 - (6) 九州女子大学地域教育実践研究センター
 - (7) 九州女子大学共通教育センター
- 2 各附属施設に関する事項は、別に定める。

第3章 教職員組織

(教職員)

第7条 本学に学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及びその他の職員を置く。

第4章 教授会及び評議会

(教授会)

第8条 本学に教授会を置く。

- 2 本学における教授会とは、学部教育運営委員会、全学教育運営委員会、教員人事計画委員会及び入学試験委員会をいう。
- 3 前項の委員会に関する事項は、別に定める。

第9条 削除

(評議会)

第10条 本学に学長の意思決定を補佐する機関として評議会を置く。

- 2 評議会に関する事項は、別に定める。

第11条 削除**第5章 学年・学期及び休業**

(学年)

第12条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学期)

第13条 学年を分けて次の2期とする。

- 前期 4月1日から9月30日まで
後期 10月1日から翌年3月31日まで

- 2 学長が特に必要と認めた場合は、前項に定める学期の開始日及び終了日を変更することができる。

(休業日)

第14条 学年中の定期休業日を次のとおり定める。

- (1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 春期休業 4月1日から4月3日まで
- (3) 夏期休業 7月22日から9月22日まで
- (4) 冬期休業 12月24日から翌年1月7日まで

ただし、休業日でも実習を課し、又は特別講義を聴講させることがある。

- 2 学長が特に必要と認めた場合は、前項の休業日を臨時に変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

第6章 修業年限及び在学期間

(修業年限)

第15条 修業年限は4年とする。

(在学期間)

第16条 在学期間は、8年を超えることができない。ただし、第21条、第22条、第23条及び第24条の規定により入学した学生は、第26条により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第7章 入学

(入学の時期)

第17条 入学の時期は、原則として学期の初めとする。

(入学の資格)

第18条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する女子とする。

- (1) 高等学校卒業者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学者の選考)

第19条 本学の入学志願者に対して選抜試験を行う。

- 2 入学志願者は、入学志願書等必要書類に入学検定料を添えて所定の期日までに提出しなければならない。

(入学の許可等)

第20条 選抜試験に合格した者は、指定の期日までに所定の学納金を納め、保証人連署の誓約書その他所定の書類を提出しなければならない。

2 前項の手続きが終了した者に学長は、入学を許可する。

(学士入学)

第21条 次の各号の一に該当する者については、学長が入学試験委員会の意見を聴いて、入学を許可する。

(1) 本学の1学科又は専攻課程を卒業し、さらに他の学科又は専攻課程に入学を志願する者

(2) 他の大学を卒業し、本学に入学を志願する者

(編入学)

第22条 次の各号の一に該当する者については、学長が入学試験委員会の意見を聴いて、入学を許可することができる。

(1) 大学に2年以上在学し、本学の定める単位を修得した者

(2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者

(3) 外国において、学校教育における14年以上の課程（日本における通常の課程による学校教育の期間を含む。）を修了した者

(4) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他文部科学大臣の定める基準を満たす者に限る。）を修了した者で、学校教育法第90条に規定する大学入学資格を有する者

(5) その他本学において前各号に規定する者と同等であると認めた者

2 編入学に関する必要な事項は、別に定める。

(転入学)

第23条 他の大学から本学に転入学を希望する者については、学長が入学試験委員会の意見を聴いて、入学を許可することができる。

(再入学)

第24条 第41条の規定により退学した者が再入学を願い出たときは、学長が入学試験委員会の意見を聴いて、入学を許可することができる。

2 再入学に関し必要な事項は、別に定める。

(転部、転科)

第25条 転部、転科に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(学士入学者、編入学者、転入学者、再入学者及び転部・転科の単位の認定及び在学年数の認定)

第26条 第21条、第22条、第23条、第24条又は第25条の規定により、学士入学、編入学、転入学、再入学、又は転部・転科を許可された者の既に履修した授業科目及びその単位数の取扱い、並びに在学すべき年数については、学長がこれを定める。

第8章 教育課程及び履修方法

(授業科目)

第27条 授業科目を総合共通科目、専門教育科目、自由選択科目及び留学生特別科目に分けて開設する。

2 授業科目の種類及び単位数は、別表1から別表6、別表9、別表9の2、別表9の3、別表9の4及び別表11のとおりとする。

第28条 前条に定めるもののほか、教職に関する専門教育科目を置く。

2 授業科目の種類及び単位数は、別表7、別表7の2及び別表8のとおりとする。

第29条 第27条に定める自由選択科目には、図書館司書に関する専門教育科目、学校図書館司書教諭に関する専門教育科目及びK-CIP科目を置く。

2 授業科目の種類及び単位数は、別表9、別表9の2、別表9の3及び別表9の4のとおりとする。

(授業期間)

第30条 1年間の授業を行う期間は、試験等の期間を含め35週にわたることを原則とし、各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

(単位の計算)

第31条 1単位は、授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修を考慮して、次のとおり単位数を定める。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験及び実習並びに実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。

(3) 前各号の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、その学修の成果を評価するものとし、所定の単位を与える。

(多様なマルチメディアによる授業の方法)

第31条の2 本学は、文部科学大臣が定めるところによって、第31条に規定する講義、演習、実験、実習又は実技による授業を、多様なマルチメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、60単位を超えないものとする。

(履修方法)

第32条 授業科目は、各年次に配当する。学生は、原則として各年次に配当され

た授業科目を履修するものとする。

- 2 学生は、履修しようとする授業科目を毎学期始めの指定の期日までに履修申告しなければならない。

(単位の認定)

第33条 各授業科目の単位の認定は、試験又はこれに代わるべきものによるものとし、合格した者に対して所定の単位を与える。

- 2 前項の試験等の成績の評価は、秀・優・良・可・不可とし、秀・優・良・可を合格とする。
- 3 成績評価等については、別に定める。

(他の学部又は学科の授業科目の履修)

第34条 学生は、他の学部又は学科の授業科目の履修及びその単位を取得することができる。

- 2 学生は、全学の授業科目の中から指定された特定分野の授業科目を副専攻科目として、別に定めるところにより履修することができる。

(他の大学又は短期大学の授業科目の履修)

第35条 学生が他の大学又は短期大学の授業科目を履修することが教育上有益と認められるときは、学長は許可することができる。

- 2 前項の規定により許可を受けて履修した授業科目の単位等について60単位を超えない範囲で、本学において履修したものとみなすことができる。
- 3 前2項の規定は、学生が外国の大学等の教育施設に留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第36条 学生が短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を受けることが教育上有益と認められるときは、学長は許可することができる。

- 2 前項の規定により許可を受けて履修した授業科目及びその単位数は、前条第2項及び第3項により修得した単位数と合わせて60単位を超えない範囲で、本学において履修したものとみなすことができる。
- 3 第1項の規定により許可を受けて大学以外の教育施設等で履修した期間は、第15条に定める修業年限に含めるものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第37条 学生が本学に入学する前に大学又は短期大学等において履修した授業科目の修得単位を教育上有益と認められるときは、入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項により修得したものとみなし、与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、第35条第2項及び第3項並びに前条第2項により本学において履修したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(教育職員の免許状取得)

第38条 教育職員免許状を得ようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める単位数を修得しなければならない。

- 2 本学において取得できる教育職員免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

学 部	学科	免許状の種類
家政学部	生活デザイン学科	中学校教諭一種免許状「家庭」
		高等学校教諭一種免許状「家庭」
	栄養学科	栄養教諭一種免許状
人間科学部	児童・幼児教育学科	小学校教諭一種免許状
		幼稚園教諭一種免許状
		特別支援学校教諭一種免許状
	心理・文化学科	中学校教諭一種免許状「国語」
		高等学校教諭一種免許状「国語」
		高等学校教諭一種免許状「書道」

- 3 前項に定めるもののほか授業科目及び単位の修得方法については、別に定める。
- 4 人間科学部児童・幼児教育学科に在籍する者は、原則として幼稚園教諭一種免許状又は小学校教諭一種免許状を取得しなければならない。

(保育士の資格取得)

第38条の2 人間科学部児童・幼児教育学科において、保育士の資格を得ようとする者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）に定める単位数を修得しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、授業科目及び単位数については別に定める。

(保育士の養成人数)

第38条の3 前条に定める保育士養成人数は100名とする。

(栄養士の免許証取得)

第39条 栄養士の資格を得ようとする者は、家政学部栄養学科に在籍し、栄養士法（昭和22年法律第245号）及び栄養士法施行規則（昭和23年厚生省令第2号）に定める単位数を修得しなければならない。

(図書館司書及び学校図書館司書教諭の資格取得)

第40条 図書館司書の資格を得ようとする者は、第27条に規定する授業科目につき第47条に規定する単位数のほか、第29条別表に定める図書館司書の資格取得のための授業科目及び単位を修得しなければならない。

2 学校図書館司書教諭の資格を得ようとする者は、第27条に規定する授業科目につき第47条に規定する単位数のほか、第28条に規定する教育職員免許状と合わせて第29条別表に定める学校図書館司書教諭の資格取得のための授業科目及び単位数を修得しなければならない。

第9章 退学・休学・復学・転学・除籍及び留学

(退学)

第41条 疾病その他やむを得ない理由により退学しようとする者が退学を願い出たときは、学長が教育運営委員会の意見を聴いて、退学を許可することができる。

2 退学に関し必要な事項は、別に定める。

(休学)

第42条 疾病その他やむを得ない理由により3か月以上修学することができない者が休学を願い出たときは、学長が教育運営委員会の意見を聴いて、休学を許可することができる。

2 休学に関し必要な事項は、別に定める。

(復学)

第43条 前条の規定により休学した者が復学を願い出たときは、学長が教育運営委員会の意見を聴いて、復学を許可することができる。

2 復学に関し必要な事項は、別に定める。

(転学)

第44条 他の大学に転学しようとする者が受験を願い出たときは、学長が教育運営委員会の意見を聴いて、受験を許可することができる。

(除籍)

第45条 次の各号の一に該当する者は、学長が教育運営委員会の意見を聴いて、除籍する。

- (1) 授業料その他の学納金の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第16条に規定する在学期間を超えた者
- (3) 休学期間が、連続して2年又は通算して4年を超えた者
- (4) 長期にわたる行方不明者
- (5) その他、除籍に相当すると認められる者

2 除籍に関し必要な事項は、別に定める。

(復籍)

第45条の2 前条第1項第1号の規定により除籍された者が復籍を願い出たときは、学長が教育運営委員会の意見を聴いて、復籍を許可することができる。

2 復籍に関し必要な事項は、別に定める。

(留学)

第46条 外国の大学又は短期大学に留学しようとする者が、留学を願い出たときは、学長が教育運営委員会の意見を聴いて、留学を許可することができる。

2 留学期間は1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、学長は1年を限度として留学期間の延長を認めることができる。

第10章 卒業及び学位

(卒業)

第47条 卒業に必要な単位数は次のとおりとする。

家政学部生活デザイン学科	総合共通科目	30単位
	専門教育科目	76単位
	自由選択科目	18単位
	計	124単位
家政学部栄養学科	総合共通科目	30単位
	専門教育科目	94単位
	計	124単位
人間科学部児童・幼児教育学科	総合共通科目	30単位
	専門教育科目	76単位
	自由選択科目	18単位
	計	124単位
人間科学部心理・文化学科	総合共通科目	30単位
	専門教育科目	76単位
	自由選択科目	18単位
	計	124単位

なお、自由選択科目には、自学科で単位修得した科目のうち卒業に要する単位数を超える科目、及び自学部他学科もしくは他学部で単位修得した科目を含む。

2 学長は、本学に4年（第21条、第22条、第23条又は第24条の規定により入学した者については、第26条により定められた在学すべき年数）以上在学し、前項規定の所定の単位数を修得した者に対し、学長が教育運営委員会の意見を聴いて、卒業を認定し卒業証書を授与する。

(学位)

第48条 卒業した者は、次の区分により学位を授与する。

家政学部	生活デザイン学科	学士 (家政学)
	栄養学科	学士 (家政学)
人間科学部	児童・幼児教育学科	学士 (教育学)
	心理・文化学科	学士 (文 学)

第11章 賞罰

(表彰)

第49条 次の各号の一に該当する者には学長が表彰し、賞品を授与することがある。

- (1) 学力特に優秀な者
- (2) 品性高潔で全学生の模範になる者
- (3) 学友会活動等においてその努力が特に顕著な者

(罰則)

第50条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、学長が教育運営委員会の意見を聴いて懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 懲戒の対象とする行為は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 犯罪行為及びその他の違法行為
 - (2) ハラスメント等人権を侵害する行為
 - (3) 試験等における不正行為及び論文等の作成における学問的倫理に反する行為
 - (4) 情報倫理に反する行為
 - (5) 学則その他本学の諸規則等に違反する行為
 - (6) その他学生としての本分に反する行為
- 4 懲戒に関する必要な事項は、別に定める。

第12章 厚生施設

(学生寮)

第51条 本学に学生寮を置く。

- 2 学生寮に関する事項は、別に定める。

(厚生施設)

第52条 本学に厚生及び保健に関する施設を置く。

第13章 奨学制度

(奨学生)

第53条 学業及び技能が特に優秀な学生に対しては、理事長の決定により学納金を免除することができる。

(貸費生)

第54条 学生の中で品行方正学力優秀にして修学中学費支弁の途を失った者について、理事長は貸費生として学費を貸与することがある。

第14章 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生、委託生、外国人留学生、外国人留学編入学生、帰国生徒、帰国生徒編入学生、社会人特別入学生及び社会人特別編入学生

(科目等履修生)

第55条 本学の学生以外で1又は複数の授業科目の履修を希望する者（以下「科目等履修生」という。）に対しては、学長が履修を許可することができる。

2 前項により許可された者に対しては、単位を与えることができる。単位の授与については第33条の規定を準用する。

3 科目等履修生は、別表に定める登録料、履修料等を所定の期日までに納付しなければならない。

4 科目等履修生に関するその他の事項は、別に定める。

(聴講生)

第56条 第18条に該当する者で本学の特定の授業科目について聴講を希望する者に対しては、聴講生として学長がこれを許可することがある。

2 聴講を許可された者は、第63条に規定する登録料、聴講料を所定の期日までに納入しなければならない。

(特別聴講学生)

第57条 学長は、他の大学及び短期大学又は外国の大学との協議に基づき、その大学及び短期大学の学生が特別聴講学生として本学の授業科目を履修することを認めることができる。

この場合において、やむを得ない事由により当該大学と事前に協議を行うことが困難な場合には、当該協議は事後において行うことができる。

2 特別聴講学生の登録料及び履修料は、科目等履修生に関する規定を準用する。

(研究生)

第58条 本学において特定の専門事項について研究することを志願する者に対しては、本学の教育研究に支障のない限り、研究生として学長は許可することができる。

2 研究生としての資格は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認

められた者とする。

3 研究生の研究期間は1年とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。

4 研究生に関するその他の事項は、別に定める。

(委託生)

第59条 本学の特定の授業科目を学習するための公の機関又は団体からの委託生について、学長は許可することができる。

2 委託生の授業科目の履修その他については、聴講生に関する規定を準用する。

(外国人留学生及び外国人留学編入学生)

第60条 第18条に定める本学入学資格を有する外国人が、外国人留学生として入学を志願する場合、特別の選考により学長が入学試験委員会の意見を聴いて、入学を許可することができる。

2 第22条に定める本学入学資格を有する外国人が、外国人留学編入学生として編入入学を志願する場合、特別の選考により学長が入学試験委員会の意見を聴いて、入学を許可することができる。

(帰国生徒及び帰国生徒編入学生)

第60条の2 第18条に定める本学入学資格を有する帰国生徒が入学を志願する場合、特別の選考により学長が入学試験委員会の意見を聴いて、入学を許可することができる。

2 第22条に定める本学入学資格を有する帰国生徒が、帰国生徒編入学生として編入入学を志願する場合、特別の選考により学長が入学試験委員会の意見を聴いて、入学を許可することができる。

(社会人特別入学生及び社会人特別編入学生)

第61条 第18条に定める本学入学資格を有し、4年以上の社会人経験がある者が、社会人特別入学を志願する場合、特別の選考により、学長が入学試験委員会の意見を聴いて、入学を許可することができる。

2 第22条に定める本学入学資格を有し、4年以上の社会人経験がある者が、社会人特別編入入学を志願する場合、特別の選考により、学長が入学試験委員会の意見を聴いて、入学を許可することができる。

第15章 入学検定料、入学金及び授業料その他の学納金

(入学検定料、入学金及び授業料その他の学納金)

第62条 入学検定料、入学金及び授業料その他の学納金（以下「学納金」という。）は、別表12のとおりとする。

- 2 教職課程費、栄養士課程費、実験実習費等の納付金は、別に定める。
- 3 学納金は、毎年4月・9月の2期に指定された期日までに納付しなければならない。
- 4 学納金は、欠席又は停学中であってもこれを減免しない。
- 5 研究生の学納金は、別に定める九州女子大学研究生規程（平成4年学園規程第5号）により納付するものとする。
- 6 休学を許可された者の学納金のうち、授業料については全額を免除する。ただし、学期の途中で休学を許可された者は、その期の授業料は納付しなければならない。
- 7 学期の途中で退学を許可された者は、その期の学納金を納付しなければならない。
- 8 第46条の規定による留学を許可された者の留学期間中の学納金は、次期納付期以降の授業料の半額を免除する。
- 9 既に納付した入学検定料及び入学金は返還しない。
- 10 社会情勢により物価変動のある場合は、入学検定料、入学金及び学納金を変更又は増減することがある。

（登録料、聴講料及び履修料）

第63条 科目等履修生及び聴講生の登録料、聴講料、履修料及び実験実習費は、別表13のとおりとする。

第16章 公開講座

（公開講座）

第64条 社会人の教養を高め、地域文化の向上に貢献するため、本学に公開講座を開設することができる。

- 2 公開講座は、随時開設する。

附 則

- 1 第14条第6項、第38条、第39条、第40条は管理栄養士専攻には適用しない。
- 2 本学則は、昭和37年4月1日から実施する。

附 則

本学則は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和42年10月1日から施行する。ただし、第3条、第4条、第7条、第9条、第36条は、昭和41年4月1日から適用する。

附 則

本学則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和63年6月16日から施行する。

附 則

本学則は、昭和63年7月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

- 1 本学則は、平成元年4月20日から施行する。ただし、改正後の学則別表授業料そ

の他学納金の額は、平成元年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成元年3月31日に在学する者で同年4月1日以後引き続き在学する者にかかる学納金の額は、改正後の学則第24条の学納金の規定にかかわらず次のとおりとする。

学 科 名	授 業 料	施 設 設 備 資 金	合 計
家 政 学 専 攻	438,000円	103,000円	541,000円
管 理 栄 養 士 専 攻	450,000円	103,000円	553,000円
国 文 学 科	438,000円	103,000円	541,000円
英 文 学 科	454,000円	103,000円	557,000円

附 則

本学則は、平成元年8月1日から施行する。

学 科 名	入 学 金	授 業 料	施 設 設 備 資 金	合 計
家 政 学 専 攻	180,000円	468,000円	103,000円	751,000円
管 理 栄 養 士 専 攻	180,000円	478,000円	103,000円	761,000円
国 文 学 科	180,000円	468,000円	103,000円	751,000円
英 文 学 科	180,000円	478,000円	103,000円	761,000円

入学検定料は1回につき 22,000円とする。

聴講生登録料 50,000円

聴講料（1単位） 15,000円

附 則

- 1 本学則は、平成2年4月1日から施行する。ただし、第4条、第7条及び第8条第2項の表中家政学科家政学専攻の欄の規定は、平成2年度以後の入学者から適用し平成元年度以前の入学者については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 2 平成2年3月31日に在籍する者で同年4月1日以後引き続き在学する者にかかる学納金の額は、改正後の学則第24条の学納金の規定にかかわらずなお従前の例による。

第24条別表

学 科 名	入 学 金	授 業 料	施 設 設 備 資 金	合 計
-------	-------	-------	-------------	-----

家政学専攻	180,000円	490,000円	103,000円	773,000円
管理栄養士専攻	180,000円	500,000円	103,000円	783,000円
国文学科	180,000円	490,000円	103,000円	773,000円
英文学科	180,000円	500,000円	103,000円	783,000円

- 1 入学検定料は1回につき 22,000円とする。
- 2 聴講生登録料 50,000円
- 3 聴講料(1単位) 15,000円

附 則

本学則は、平成3年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定にかかわらず、平成3年度から平成11年度までの入学定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科		入 学 定 員
家 政 学 部	家 政 学 科	家 政 学 専 攻	20名
		管 理 栄 養 士 専 攻	40名
	計		60名
文 学 部	国 文 学 科		80名
	英 文 学 科		80名
	計		160名
合 計		220名	

附 則

- 1 本学則は、平成3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成3年3月31日に在学する者で同年4月1日以後引き続き在学する者にかかる学納金の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

学 科 名	入 学 金	授 業 料	施設設備資金	合 計
家政学専攻	180,000円	505,000円	103,000円	788,000円
管理栄養士専攻	180,000円	520,000円	103,000円	803,000円
国文学科	180,000円	505,000円	103,000円	788,000円
英文学科	180,000円	515,000円	103,000円	798,000円

附 則

- 1 この学則は、平成4年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成4年3月31日に在学する者で同年4月1日以後引き続き在学する者にかかる学納金の額は、改正後の学則第56条の学納金の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、施設設備資金については、改正後の規定の額とする。

第56条別表

学 科 名	入 学 金	授 業 料	施設設備資金	合 計
家 政 学 専 攻	180,000円	555,000円	100,000円	835,000円
管理栄養士専攻	180,000円	570,000円	100,000円	850,000円
国 文 学 科	180,000円	555,000円	100,000円	835,000円
英 文 学 科	180,000円	565,000円	100,000円	845,000円

- 1 検定料は1回につき 24,000円
- 2 科目等履修生登録料 50,000円
- 3 科目等履修料1単位 15,000円

附 則

- 1 この学則は、平成5年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成5年3月31日に在学する者で同年4月1日以後引き続き在学する者にかかる学納金の額は、改正後の学則第56条の学納金の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第56条別表

学 科 名	入 学 金	授 業 料	施設設備資金	合 計
家 政 学 専 攻	180,000円	620,000円	150,000円	950,000円
管理栄養士専攻	180,000円	620,000円	150,000円	950,000円
国 文 学 科	180,000円	620,000円	150,000円	950,000円
英 文 学 科	180,000円	620,000円	150,000円	950,000円

- 1 検定料は1回につき 24,000円
- 2 科目等履修生登録料 50,000円
- 3 科目等履修料1単位 15,000円

附 則

- 1 この学則は、平成6年4月1日から施行し、平成5年度入学生及び平成6年度入学生から適用する。

(経過措置)

- 2 平成6年3月31日に在学する者で同年4月1日以後引き続き在学する者にかかる学納金の額は、改正後の学則第56条の学納金の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第56条別表

学 科 名	入 学 金	授 業 料	施設設備資金	合 計
家 政 学 専 攻	180,000円	632,000円	153,000円	965,000円
管理栄養士専攻	180,000円	632,000円	153,000円	965,000円
国 文 学 科	180,000円	632,000円	153,000円	965,000円
英 文 学 科	180,000円	632,000円	153,000円	965,000円

検定料は1回につき 24,000円

科目等履修生登録料 50,000円

科目等履修料1単位 15,000円

附 則

- 1 この学則は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則施行前に入学した学生は、第24条及び第44条については従前の例による。ただし、第24条の規定を適用して履修した者は、従前の規定に読み替えて履修したものとみなす。

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

第4条別表の学納金

	入 学 金	授 業 料	計
1 期	100,000円	200,000円	300,000円
2 期		200,000円	200,000円
計	100,000円	400,000円	500,000円

検定料は1回につき 20,000円

科目等特別履修生登録料 無 料

科目等特別履修料 1 単位 5,000円

第19条別表

入学検定料 28,000円

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

第57条別表

1 科目等履修生登録料 20,000円

2 科目等履修料 1 単位 10,000円

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

第62条別表

科目等履修生	登 録 料	20,000円
	履 修 料 1 単 位	10,000円
聴 講 生	登 録 料	10,000円
	聴 講 料 1 単 位	5,000円
	実 験 実 習 費 1 単 位	5,000円

附 則

1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成4年度入学者については、学則第61条の学納金の規定にかかわらず、なお従前の例による。

学 科 名	入 学 金	授 業 料	施設設備資金	合 計
家 政 学 専 攻	180,000円	638,000円	155,000円	973,000円
管 理 栄 養 士 専 攻	180,000円	638,000円	155,000円	973,000円
国 文 学 科	180,000円	638,000円	155,000円	973,000円
英 文 学 科	180,000円	638,000円	155,000円	973,000円

附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成7年4月1日から適用する。

- 2 第22条の規定による編入学を許可された者のうち九州女子短期大学の卒業者並びに本学及び九州共立大学を中途退学した者の入学金については、本表金額の半額とする。

附 則

- 1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 第21条の規定により学士入学を許可された者のうち本学及び九州共立大学を卒業した者の入学金については、本表金額の半額とする。
- 3 第22条の規定による編入学を許可された者のうち九州女子短期大学の卒業者並びに本学及び九州共立大学を中途退学した者の入学金については、本表金額の半額とする。
- 4 本学別科日本語研修課程の修了者又は在学者が本学に入学を許可された場合の入学金については、本表と別科日本語研修課程規則第27条に定める入学金との差額を納付するものとする。

第61条別表

学 科 名	入 学 金	授 業 料	施設設備資金	合 計
家 政 学 専 攻	180,000円	638,000円	155,000円	973,000円
管理栄養士専攻	180,000円	638,000円	155,000円	973,000円
国 文 学 科	180,000円	638,000円	155,000円	973,000円
英 文 学 科	180,000円	638,000円	155,000円	973,000円

附 則

この学則は、平成7年5月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成7年11月29日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の学則別表中「授業料その他の学納金」については、平成5年度以降の入学者であって平成8年4月1日以降に在学する者から適用する。
- 3 平成4年度以前の入学者は、改正後の学則別表中「授業料その他の学納金」の規定にもかかわらず、なお従前の例による。

第61条別表

学部学科専攻名		入学金	授業料	施設設備 資 金	合 計
家政学部	家政学専攻	180,000円	644,000円	157,000円	981,000円
家政学科	管理栄養士専攻	180,000円	644,000円	157,000円	981,000円
文学部	国文学科	180,000円	644,000円	157,000円	981,000円
	英文学科	180,000円	644,000円	157,000円	981,000円

検定料は1回につき 28,000円

- 第21条の規定により学士入学を許可された者のうち本学及び九州共立大学を卒業した者の入学金については、本表金額の半額とする。
- 第22条の規定による編入学を許可された者のうち九州女子短期大学の卒業生並びに本学及び九州共立大学を中途退学した者の入学金については、本表金額の半額とする。
- 本学別科日本語研修課程の修了者又は在学者が本学に入学を許可された場合の入学金については、本表と別科日本語研修課程規則第27条に定める入学金との差額を納付するものとする。

附 則

この学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成8年7月25日から施行する。

第62条別表

科目等履修生	登録料	20,000円
	履修料	1単位 10,000円
聴 講 生	登録料	10,000円
	聴講料	1単位 5,000円
	実験実習費	1単位 5,000円

- 科目等履修生のうち、九州女子短期大学専攻科の在生にかかわる登録料及び履修料は、免除する。

附 則

(施行期日)

- この学則は、平成8年10月31日から施行する。

- 2 改正後の「授業料その他の学納金」については、平成9年度入学者から適用する。
(経過措置)
- 3 平成8年度以前の入学者は、改正後の本表「授業料その他の学納金」の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第61条の別表

学部 学科 専攻名		入学金	授業料	施設設備 資金	合計
家政学部	家政学専攻	180,000円	644,000円	207,000円	1,031,000円
	管理栄養士専攻	180,000円	644,000円	207,000円	1,031,000円
文学部	国文学科	180,000円	644,000円	187,000円	1,011,000円
	英文学科	180,000円	644,000円	187,000円	1,011,000円

検定料は1回につき 28,000円

- 1 第21条の規定により学士入学を許可された者のうち本学及び九州共立大学を卒業した者の入学金については、本表金額の半額とする。
- 2 第22条の規定による編入学を許可された者のうち九州女子短期大学の卒業者並びに本学及び九州共立大学を中途退学した者の入学金については、本表金額の半額とする。
- 3 本学別科日本語研修課程の修了者又は在学者が本学に入学を許可された場合の入学金については、本表と別科日本語研修課程規則第27条に定める入学金との差額を納付するものとする。

附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

第62条別表

科目等履修生	登録料	20,000円
	履修料 1単位	10,000円
聴講生	登録料	10,000円
	聴講料 1単位	5,000円
	実験実習費 1単位	5,000円

- 1 九州女子短期大学専攻科の学生が、科目等履修生になった場合は、登録料及び

履修料は免除する。ただし、教職専門科目の履修料は徴収する。

附 則

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

ただし、第3条の規定にかかわらず、平成12年度から平成16年度までの間の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

年 度			平成 12 年度		平成 13 年度		平成 14 年度		平成 15 年度		平成 16 年度	
			入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
学部・学科・専攻			入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
家政学部	家政学科	家政学専攻	20	80	20	80	20	80	20	80	20	80
		管理栄養士専攻	40	160	40	160	40	160	40	160	40	160
文学部	国 文 学 科		80	320	80	320	80	320	80	320	80	320
	英 文 学 科		80	320	80	320	80	320	80	320	80	320

附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成12年4月26日から施行し、平成12年3月9日から適用する。
- 2 改正後の「授業料その他の学納金」については、平成9年度入学者から適用する。
(経過措置)
- 3 平成8年度以前の入学者は、改正後の本表「授業料その他の学納金」の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第62条別表

学 部 学 科 専 攻 名		入 学 金	授 業 料	施 設 設 備 資 金	合 計
家政学部	家 政 学 専 攻	180,000円	644,000円	207,000円	1,031,000円
	管 理 栄 養 士 専 攻	180,000円	644,000円	207,000円	1,031,000円
文 学 部	国 文 学 科	180,000円	644,000円	187,000円	1,011,000円
	英 文 学 科	180,000円	644,000円	187,000円	1,011,000円

検定料は1回につき28,000円

- 1 第21条の規定により学士入学を許可された者のうち本学及び九州共立大学を卒業した者の入学金については、本表金額の半額とする。
- 2 第22条の規定による編入学を許可された者のうち九州女子短期大学の卒業者並びに本学及び九州共立大学を中途退学した者の入学金については、本表金額の半額とする。
- 3 本学別科日本語研修課程の修了者又は在学者が本学に入学を許可された場合の入学金については、本表と別科日本語研修課程規則第27条に定める入学金との差額を納付するものとする。
- 4 第61条の規定により社会人特別人学及び社会人特別編入学を許可された者の入学金については、全額免除とし、授業料及び施設設備資金については、本表金額の3分の1の額とする。

第63条別表

科目等履修生	登録料	20,000円
	履修料 1単位	10,000円
聴講生	登録料	10,000円
	聴講料 1単位	5,000円
	実験実習費 1単位	5,000円

- 1 九州女子短期大学専攻科の学生が、科目等履修生になった場合は、登録料及び履修料は免除する。ただし、教職専門科目の履修料は徴収する。

附 則

この学則は、平成12年4月26日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、平成12年度まで学則に記載の家政学部家政学科並びに文学部国文学科及び英文学科は、改正後の学則第3条の規定にかかわらず、平成13年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

なお、平成12年度以前の入学者は、第25条の転部、転科、第27条から第29条までの授業科目、第31条の単位の計算、第38条の教育職員の免許状取得、第39条の栄養士の免許証取得、第47条の卒業及び第48条の学位については、従前の例によるものとする。

- 2 改正後の第62条第1項及び第2項の学納金等については、平成13年度入学者から適用する。

なお、平成12年度以前の入学者は、改正後の第62条第1項及び第2項の規定にかかわらず、従前の例によるものとする。

第62条別表

学部	学科名	入学金	授業料	施設設備 資 金	合 計
家政学部	人間生活学科	280,000円	644,000円	230,000円	1,154,000円
	栄養学科	280,000円	644,000円	230,000円	1,154,000円
文学部	人間文化学科	260,000円	644,000円	210,000円	1,114,000円
	心理社会学科	260,000円	644,000円	210,000円	1,114,000円

検定料は1回につき28,000円

- (1) 第21条の規定により、学士入学を許可された者のうち本学及び九州共立大学を卒業した者の入学金については、本表金額の半額とする。
- (2) 第22条の規定による編入学を許可された者のうち九州女子短期大学の卒業生並びに本学及び九州共立大学を中途退学した者の入学金については、本表金額の半額とする。
- (3) 本学別科日本語研修課程の修了者又は在学者が本学に入学を許可された場合の入学金については、本表と別科日本語研修課程規則第27条に定める入学金との差額を納付するものとする。
- (4) 第61条の規定により社会人特別入学及び社会人特別編入学を許可された者の入学金については、全額免除とし、授業料及び施設設備資金については、本表金額の3分の1の額とする。

附 則

この学則は、平成13年4月12日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成13年6月27日から施行する。

第62条別表

学 部	学 科 名	入 学 金	授 業 料	施 設 設 備 資 金	合 計
家政学部	人間生活学科	280,000円	644,000円	230,000円	1,154,000円
	栄 養 学 科	280,000円	644,000円	230,000円	1,154,000円
文学部	人間文化学科	260,000円	644,000円	210,000円	1,114,000円
	心理社会学科	260,000円	644,000円	210,000円	1,114,000円

入学検定料は、1回につき32,000円

- 1 第21条の規定により、学士入学を許可された者のうち本学及び九州共立大学を卒業した者の入学金については、本表金額の半額とする。
- 2 第22条の規定による編入学を許可された者のうち九州女子短期大学の卒業生並びに本学及び九州共立大学を中途退学した者の入学金については、本表金額の半額とする。
- 3 本学別科日本語研修課程の修了者又は在学者が本学に入学を許可された場合の入学金については、本表と別科日本語研修課程規則第27条に定める入学金との差額を納付するものとする。

- 4 第61条の規定により社会人特別入学及び社会人特別編入学を許可された者の入学金については、全額免除とし、授業料及び施設設備資金については、本表金額の3分の1の額とする。

附 則

この学則は、平成13年11月1日から施行し、平成14年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成15年11月11日から施行し、平成15年10月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行し、平成14年度以降の入学者から適用する。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第62条第1項及び第2項の学納金等については、平成17年度入学者から適用する。
(学科の存続に関する経過措置)
- 2 平成16年度まで学則に記載の文学部人間文化学科及び心理社会学科は、改正後の学則第3条の規定にかかわらず、平成17年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続する。
(授業科目等に関する経過措置)
- 3 平成16年度以前の入学者は、第25条の転部、転科、第27条から第29条までの授業科目、第38条の教育職員の免許状取得、第47条の卒業及び第48条の学位については、なお従前の例による。
(学納金に関する経過措置)
- 4 平成16年度以前の入学者の学納金は、改正後の第62条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年5月30日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年11月29日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成19年2月25日から施行する。ただし、第62条第1項の学納金については、平成18年度入学者から適用する。

(学納金に関する経過措置)

- 2 平成17年度以前の入学者の学納金は、改正後の第62条第1項の別表12の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年6月25日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第62条第1項及び第2項の学納金については、平成22年度入学者から適用する。

(学科の存続に関する経過措置)

- 2 平成21年度まで学則に記載の人間科学部人間文化学科及び人間発達学科は、改正後の学則第4条の規定にかかわらず、平成22年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に存学しなくなるまでの間、存続する。

(授業科目等に関する経過措置)

- 3 平成21年度以前の入学者は、第25条の転部、転科、第27条から第29条までの授業科目、第38条の教育職員の免許状取得、第38条の2の保育士の資格取得、第47条の

卒業及び第48条の学位については、なお従前の例による。

(学納金に関する経過措置)

- 4 平成21年度以前の入学生の学納金は、改正後の第62条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年5月27日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。

(授業科目等に関する経過措置)

- 2 改正後の学則第27条第2項の規定は、平成23年度入学者から適用し、同年度前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。

(授業科目等に関する経過措置)

- 2 改正後の別表6、別表9及び別表10の規定は、平成24年度入学者から適用し、同年度前の入学者については、なお従前の例による。

(学納金に関する経過措置)

- 3 改正後の別表12の規定は、平成21年度入学者から適用し、同年度前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
(授業科目及び単位の認定に関する経過措置)
- 2 学則第27条及び第33条の規定にかかわらず、平成24年度以前の入学者については、従前の例による。
(再入学等に関する経過措置)
- 3 学則第24条、第35条、第41条、第42条、第43条、第45条、第45条の2及び第46条の規定にかかわらず、平成21年度以前の入学者については、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 学則第47条の規定にかかわらず、平成24年度以前の入学者については、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 第27条、第28条、第29条、第38条及び第47条第1項の規定にかかわらず、平成26年度以前の入学者については、従前の例による。

附 則

この学則は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
(授業科目に関する経過措置)
- 2 第27条及び第28条の規定にかかわらず、平成30年度以前の入学者については、従前の例による。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
(授業科目に関する経過措置)
- 2 第27条及び第28条の規定にかかわらず、平成30年度以前の入学者については、従前の例による。

附 則

この学則は、令和元年7月26日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
(授業科目に関する経過措置)
- 2 第27条の規定にかかわらず、平成31年度以前の入学者については、従前の例による。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
(授業科目に関する経過措置)
- 2 第27条及び第28条の規定にかかわらず、令和3年度以前の入学者については、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第62条第1項の学納金等については、令和5年度入学者から適用する。
(授業科目等に関する経過措置)
- 2 令和4年度以前の入学者は、第25条の転部、転科、第27条から第29条までの授業科目、第38条の教育職員の免許状取得、第38条の2の保育士の資格取得、第47条の卒業及び第48条の学位については、従前の例による。
(学納金に関する経過措置)
- 3 令和4年度以前の入学生の学納金は、改正後の第62条第1項の規定にかかわらず、従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。

(授業科目等に関する経過措置)

2 令和4年度以前の入学者は、第27条の授業科目については、従前の例による。

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

別表

授 業 科 目 (○は必修)

別表1 (第27条関係)

家政学部総合共通科目 (30単位)

教養教育科目

文化・芸術領域

ことばと日本文化(2)、ことばと異文化(2)、情報文化論(2)、スポーツの文化(2)

歴史・社会領域

歴史と国際情勢(2)、現代国家と法(日本国憲法)(2)、暮らしと経済(2)、人権・同和教育(2)

人間・環境領域

人間と哲学(2)、生命と地球(2)、心の科学(2)、共生社会を生きる(2)

言語・異文化理解科目

○日本語表現法Ⅰ(1)、○日本語表現法Ⅱ(1)、伝わる文章力(1)、○英語Ⅰ(1)、○英語Ⅱ(1)、○英語コミュニケーションⅠ(1)、○英語コミュニケーションⅡ(1)、TOEIC入門(1)、フランス語Ⅰ(1)、フランス語Ⅱ(1)、中国語Ⅰ(1)、中国語Ⅱ(1)、韓国語Ⅰ(1)、韓国語Ⅱ(1)、イングリッシュワークショップ(1)、海外研修(2)

情報教育科目

○情報処理演習Ⅰ(1)、○情報処理演習Ⅱ(1)、情報処理演習Ⅲ(1)、情報処理演習Ⅳ(1)、情報科学概論(2)、データサイエンス(2)、アルゴリズムとプログラミング(2)、ICT活用法(2)、情報処理技術(2)

健康教育科目

スポーツ(1)、健康の科学(2)

キャリア教育科目

キャリアデザイン領域

○キャリア基礎演習Ⅰ(1)、○キャリア基礎演習Ⅱ(1)、○キャリア基礎演習Ⅲ(1)、○キャリアデザインⅠ(1)、キャリアデザインⅡ(1)、キャリアデザインⅢ(1)、インターンシップⅠ(2)、インターンシップⅡ(2)

キャリア発展領域

生活デザイン学科

スキルアップ講座B(1)、スキルアップ講座C(1)、スキルアップ講座D(1)、スキルアップ講座E(1)、スキルアップ講座R(1)、スキルアップ講座S(1)

栄養学科

スキルアップ講座B(1)、スキルアップ講座C(1)、○スキルアップ講座K(1)、○スキルアップ講座L(1)、○スキルアップ講座M(1)、○スキルアップ講座N(1)、スキルアップ講座R(1)、スキルアップ講座S(1)

別表2 (第27条関係)

人間科学部総合共通科目 (30単位)

教養教育科目

文化・芸術領域

ことばと日本文化(2)、ことばと異文化(2)、情報文化論(2)、スポーツの文化(2)

歴史・社会領域

歴史と国際情勢(2)、現代国家と法(日本国憲法)(2)、暮らしと経済(2)、人権・同和教育(2)

人間・環境領域

人間と哲学(2)、生命と地球(2)、心の科学(2)、共生社会を生きる(2)

言語・異文化理解科目

○日本語表現法Ⅰ(1)、○日本語表現法Ⅱ(1)、伝わる文章力(1)、○英語Ⅰ(1)、○英語Ⅱ(1)、○英語コミュニケーションⅠ(1)、○英語コミュニケーションⅡ(1)、TOEIC入門(1)、フランス語Ⅰ(1)、フランス語Ⅱ(1)、中国語Ⅰ(1)、中国語Ⅱ(1)、韓国語Ⅰ(1)、韓国語Ⅱ(1)、イングリッシュワークショップ(1)、海外研修(2)

情報教育科目

○情報処理演習Ⅰ(1)、○情報処理演習Ⅱ(1)、情報処理演習Ⅲ(1)、情報処理演習Ⅳ(1)、情報科学概論(2)、データサイエンス(2)、アルゴリズムとプログラミング(2)、ICT活用法(2)、情報処理技術(2)

健康教育科目

スポーツ(1)、健康の科学(2)

キャリア教育科目

キャリアデザイン領域

○キャリア基礎演習Ⅰ(1)、○キャリア基礎演習Ⅱ(1)、○キャリア基礎演習Ⅲ(1)、○キャリアデザインⅠ(1)、キャリアデザインⅡ(1)、キャリアデザインⅢ(1)、インターンシップⅠ(2)、インターンシップⅡ(2)

キャリア発展領域

児童・幼児教育学科

スキルアップ講座B(1)、スキルアップ講座C(1)、スキルアップ講座F(1)、スキルアップ講座G(1)、スキルアップ講座H(1)、スキルアップ講座I(1)、○スキルアップ講座J(1)、スキルアップ講座O(1)、スキルアップ講座R(1)、スキルアップ講座S(1)

心理・文化学科

スキルアップ講座B(1)、スキルアップ講座C(1)、スキルアップ講座D(1)、スキルアップ講座E(1)、スキルアップ講座R(1)、スキルアップ講座S(1)

別表3 (第27条関係)

家政学部生活デザイン学科専門教育科目 (76単位)

学部共通科目

○家政学概論(2)、人間関係論(2)、統計学(2)、カウンセリング論(2)、フードスペシャリスト論(2)、食品の官能評価・鑑別論(2)、教職概論(2)、教育原論(2)、教育心理学(2)

学科共通科目

○生活デザイン概論(2)、○生活デザイン演習(3)、○家族関係学(生活福祉を含む。)(2)、○消費生活論(2)、○被服学(2)、○食物学(2)、○住居学(製図を含む。)(2)

コース科目

家庭科教員コース

保育学(実習及び家庭看護を含む。)(2)、生活経営学(生活経済学を含む。)(2)、家庭電気・機械(2)、家庭科情報処理演習(1)、被服構成学(2)、被服構成学実習Ⅰ(1)、アパレルCAD演習(1)、被服構成学実習Ⅱ(1)、被服構成学実習Ⅲ(1)、食品学(2)、栄養学(2)、調理学(2)、調理学実習Ⅰ(1)、調理学実習Ⅱ(1)、調理学実習Ⅲ(1)

インテリアデザインコース

色彩学(2)、地域住宅地計画(2)、住居管理学(2)、インテリア計画(2)、建築・

インテリア設計入門Ⅰ(1)、建築・インテリア設計入門Ⅱ(1)、建築計画Ⅰ(2)、建築計画Ⅱ(2)、建築史(2)、建築環境工学(2)、建築設備学(2)、建築一般構造学(2)、建築構造力学(2)、建築材料学(2)、建築施工学(2)、建築法規(2)、建築・インテリア設計演習Ⅰ(2)、建築・インテリア設計演習Ⅱ(2)、建築・インテリア設計演習Ⅲ(2)、建築・インテリア設計演習Ⅳ(2)、建築・インテリア設計演習Ⅴ(2)、インテリアデザイン演習Ⅰ(2)、インテリアデザイン演習Ⅱ(2)

ライフデザインコース

地域生活学演習Ⅰ(2)、地域生活学演習Ⅱ(2)、被服科学(2)、被服科学演習(1)、服飾デザイン論(アパレル企画を含む。)(2)、工芸染色実習(1)、フードコーディネーター論(2)、食品流通・消費論(2)、食品・調理学実験(1)、食品衛生学(2)、社会調査法演習(1)、マーケティング論(2)、販売管理論(2)、流通管理論(2)、パーソナルファイナンス(2)、リテールマーケティング(2)、ファイナンシャルプラン(2)、調理技術基礎演習(2)、調理技術発展演習(2)、プロに学ぶ食育実践演習(2)

ゼミナール科目

○ゼミナールⅠ(1)、○ゼミナールⅡ(1)、○ゼミナールⅢ(1)、○ゼミナールⅣ(1)、○キャリア発展ゼミナール(2)

別表4(第27条関係)

家政学部栄養学科専門教育科目(94単位)

学部共通科目

○家政学概論(2)、人間関係論(2)、○統計学(2)、カウンセリング論(2)、フードスペシャリスト論(2)、○食品の官能評価・鑑別論(2)、教職概論(2)、教育原論(2)、教育心理学(2)

専門基礎分野

社会・環境と健康

○栄養情報論実習(1)、○公衆衛生学Ⅰ(2)、○公衆衛生学Ⅱ(2)、○実践疫学(2)

人体の構造と機能及び疾病の成り立ち

○基礎生化学(基礎化学を含む。)(2)、○基礎生化学実験(基礎化学を含む。)(1)、○解剖生理学Ⅰ(2)、○解剖生理学Ⅱ(2)、○解剖生理学実験(1)、○生化学Ⅰ(2)、○生化学Ⅱ(2)、○生化学実験(1)、○病態生理学Ⅰ(2)、○病態生理

学Ⅱ(2)、○病態生理学実習(1)

食べ物と健康

○食品学Ⅰ(2)、○食品学Ⅱ(2)、○食品学実験(1)、○食品衛生学(2)、○食品衛生学実験(1)、○食品加工学(2)、○食品加工学実習(1)、○調理学(2)、○実践調理学実習Ⅰ(1)、○実践調理学実習Ⅱ(1)

専門分野

基礎栄養学

○基礎栄養学(2)、○基礎栄養学実験(1)

応用栄養学

○応用栄養学Ⅰ(2)、○応用栄養学Ⅱ(2)、○応用栄養学実習(1)、○食事摂取基準論(2)

栄養教育論

○栄養教育論Ⅰ(2)、○栄養教育論Ⅱ(2)、○栄養教育論Ⅲ(2)、○栄養教育論実習(1)

臨床栄養学

○臨床栄養学(2)、○臨床栄養学実習(1)、○臨床栄養アセスメント論(2)、○臨床栄養アセスメント論実習(1)、○臨床栄養生化学(2)、○臨床栄養病態学(2)

公衆栄養学

○公衆栄養学Ⅰ(2)、○公衆栄養学Ⅱ(2)、○公衆栄養学実習(1)

給食経営管理論

○給食管理(2)、○給食管理実習Ⅰ(1)、○給食管理実習Ⅱ(1)、○給食経営論(2)

総合演習

○管理栄養士総合演習A(1)、○管理栄養士総合演習B(1)、○管理栄養士総合演習C(1)、○管理栄養士総合演習D(1)、○管理栄養士総合演習E(1)、実践総合演習1(1)、実践総合演習2(1)、実践総合演習3(1)、実践総合演習4(1)、実践総合演習5(1)、実践総合演習6(1)、○キャリア発展ゼミナール(1)

臨地実習

○臨地実習Ⅰ(福祉施設・保健所)(1)、○臨地実習Ⅱ(小学校)(1)、○臨地実習Ⅲ(病院)(2)

栄養教諭関連科目(自由科目)

栄養教諭論Ⅰ(2)、栄養教諭論Ⅱ(2)

別表5（第27条関係）

人間科学部児童・幼児教育学科専門教育科目（76単位）

学部共通科目

○人間科学概論(2)、心理学概論(2)、発達心理学(2)、学習・言語心理学(2)、コミュニケーション概論(2)、社会調査法(2)、教育・学校心理学(2)

学科共通科目

初等教育領域

特別支援教育の理解（障害児支援教育）(2)、教職概論(2)、教育原論(2)、教育心理学(2)、教育制度論(2)、特別支援教育論(2)、教育方法・技術論（情報通信技術の活用を含む。）(2)、教育課程論（初等）(2)、初等教育実習事前事後指導(1)、初等教育実習Ⅰ(4)、初等教育実習Ⅱ(2)、初等教育実習Ⅲ(2)、教職実践演習（初等）(2)

特別支援教育領域

障害者教育総論Ⅰ(2)、障害者教育総論Ⅱ(2)、病弱教育(2)、知的障害者の心理・生理・病理(2)、知的障害者教育(2)、肢体不自由者の心理・生理・病理(2)、肢体不自由者教育(2)、肢体不自由者指導法(2)、発達障害教育総論(2)、病弱者の心理・生理・病理(2)、障害者の病理・保健(2)、知的障害者指導法(2)、視覚障害教育総論(2)、聴覚障害教育総論(2)、重複障害教育総論(2)、特別支援学校教育実習事前事後指導(1)、特別支援学校教育実習(2)

コース科目

児童教育コース

国語科教育概論（書写を含む。）(2)、算数科教育概論(2)、生活科教育概論(2)、社会科教育概論(2)、図画工作(2)、理科教育概論(2)、家庭科教育概論(2)、体育(2)、器楽基礎(2)、声楽基礎(2)、国語科指導法(2)、社会科指導法(2)、算数科指導法(2)、理科指導法(2)、図画工作指導法(2)、生活科指導法(2)、家庭科指導法(2)、体育科指導法(2)、音楽科指導法(2)、器楽応用(2)、児童英語概論(2)、児童英語指導法(2)、道徳教育指導法（初等）(2)、総合的な学習の時間指導法(2)、特別活動指導法（初等）(2)、生徒・進路指導（初等）(2)、生徒・教育相談論（初等）(2)

幼児教育・保育コース

保育者論(2)、保育原理Ⅰ(2)、保育原理Ⅱ(2)、子どもの家庭福祉Ⅰ(2)、子どもの家庭福祉Ⅱ(2)、子ども保健学Ⅰ(2)、子ども保健学Ⅱ(2)、社会的養護(2)、社会福祉原論(2)、乳幼児心理学(2)、保育内容総論(2)、造形演習(2)、

教育課程・保育計画総論(2)、子どもの家庭支援の心理学(2)、乳児保育演習(2)、子どもの食と栄養(2)、保育内容指導法(健康)(2)、保育内容指導法(人間関係)(2)、保育内容指導法(環境)(2)、保育内容指導法(言葉)(2)、保育内容指導法(表現)(2)、子ども家庭支援論(2)、障害児保育(2)、リトミック(2)、社会的養護演習(2)、保育実習指導Ⅰ(2)、保育実習指導Ⅱ(2)、施設実習指導Ⅰ(2)、施設実習指導Ⅱ(2)、保育実習Ⅰ(2)、保育実習Ⅱ(2)、施設実習Ⅰ(2)、施設実習Ⅱ(2)、幼児理解・相談論(2)、子育て支援演習(2)、保育実践演習(2)、子どもの理解と援助(2)、乳児保育論(2)、子どもの健康と安全(2)、幼児と健康(2)、幼児と人間関係(2)、幼児と環境(2)、幼児と言葉(2)、幼児と表現(2)

ゼミナール科目

○ゼミナールⅠ(1)、○ゼミナールⅡ(1)、○ゼミナールⅢ(1)、○ゼミナールⅣ(1)、○キャリア発展ゼミナール(2)

別表6 (第27条関係)

人間科学部心理・文化学科専門教育科目 (76単位)

学部共通科目

○人間科学概論(2)、心理学概論(2)、発達心理学(2)、学習・言語心理学(2)、コミュニケーション概論(2)、社会調査法(2)、教育・学校心理学(2)

コース科目

心理学コース

社会・集団・家族心理学Ⅰ(社会・集団心理学)(2)、健康・医療心理学(2)、知覚・認知心理学Ⅰ(知覚心理学)(2)、臨床心理学概論(2)、知覚・認知心理学Ⅱ(認知心理学)(2)、心理学研究法(2)、心理学的支援法(2)、心理学統計法Ⅰ(2)、心理学統計法Ⅱ(2)、心理学実験Ⅰ(2)、心理学実験Ⅱ(2)、心理的アセスメント(2)、神経・生理心理学(2)、社会・集団・家族心理学Ⅱ(家族心理学)(2)、心理演習(2)、精神疾患とその治療(2)、障害者・障害児心理学(2)、人体の構造と機能及び疾病(2)、感情・人格心理学(2)、福祉心理学(2)、産業・組織心理学(2)、司法・犯罪心理学(2)、公認心理師の職責(2)、関係行政論(2)、心理実習(2)

国語・書道教育コース

日本語学概論(音声言語を含む。)(2)、日本古典文学史(2)、楷書法Ⅰ(1)、楷

書法Ⅱ(1)、行草書法Ⅰ(1)、行草書法Ⅱ(1)、日本語文法(2)、日本近現代文学史(2)、書写書道Ⅰ(1)、書写書道Ⅱ(1)、日本語史概論(2)、日本古典文学(2)、日本古典文学演習Ⅰ(2)、日本古典文学演習Ⅱ(2)、漢文学Ⅰ(2)、漢文学Ⅱ(2)、中国書道史(2)、日本書道史(2)、書論(2)、鑑賞(2)、篆隸書法Ⅰ(1)、篆隸書法Ⅱ(1)、仮名書法Ⅰ(1)、仮名書法Ⅱ(1)、漢字仮名交じり書法Ⅰ(1)、漢字仮名交じり書法Ⅱ(1)、教職概論(2)、教育原論(2)、教育心理学(2)、生徒・教育相談論(中等)(2)、日本語学演習Ⅰ(2)、日本語学演習Ⅱ(2)、日本近現代文学演習Ⅰ(2)、日本近現代文学演習Ⅱ(2)、国語科教材分析(2)、コース実践演習Ⅰ(2)、コース実践演習Ⅱ(2)、コース実践演習Ⅲ(2)

文化文芸コース

文化文芸概論(2)、日本文学概論(2)、日本近現代文学(2)、日本語の歴史(2)、日本語の古典(2)、文章表現(2)、ビジュアル文化論(2)、メディアと現代文化(2)、生活の中の書(2)、デジタル書道(2)、書文化研究(2)、水墨画演習(1)、文化文芸インターンシップ(1)、商品プランナー実務論(2)

ゼミナール科目

○ゼミナールⅠ(1)、○ゼミナールⅡ(1)、○ゼミナールⅢ(1)、○ゼミナールⅣ(1)、○キャリア発展ゼミナール(2)

別表7(第28条関係)

家政学部生活デザイン学科専門教育科目

自由科目

教職に関する専門教育科目

教育行政学(2)、特別支援教育論(2)、教育課程論(中等)(2)、家庭科教育法Ⅰ(2)、家庭科教育法Ⅱ(2)、家庭科教育法Ⅲ(2)、家庭科教育法Ⅳ(2)、道徳教育指導法(中等)(2)、特別活動・総合的な学習の時間指導法(2)、教育方法学(情報通信技術の活用を含む。)(2)、生徒・進路指導(中等)(2)、生徒・教育相談論(中等)(2)、中等教育実習事前事後指導(1)、中等教育実習Ⅰ(2)、中等教育実習Ⅱ(2)、教職実践演習(中等)(2)

別表7の2(第28条関係)

家政学部栄養学科専門教育科目

自由科目

教職に関する専門教育科目

教育行政学(2)、特別支援教育論(2)、教育課程論(2)、道徳教育論(2)、特別活動・総合的な学習の時間論(2)、教育方法学(情報通信技術の活用を含む。)(2)、生徒指導論(2)、教育相談論(2)、事前事後指導(栄養教諭)(1)、栄養教育実習(1)、教職実践演習(栄養教諭)(2)

別表8(第28条関係)

人間科学部心理・文化学科専門教育科目

自由科目

教職に関する専門教育科目

教育行政学(2)、特別支援教育論(2)、教育課程論(中等)(2)、国語科教育法Ⅰ(2)、国語科教育法Ⅱ(2)、国語科教育法Ⅲ(2)、国語科教育法Ⅳ(2)、書道科教育法Ⅰ(2)、書道科教育法Ⅱ(2)、道徳教育指導法(中等)(2)、特別活動・総合的な学習の時間指導法(2)、教育方法学(情報通信技術の活用を含む。)(2)、生徒・進路指導(中等)(2)、中等教育実習事前事後指導(1)、中等教育実習Ⅰ(2)、中等教育実習Ⅱ(2)、教職実践演習(中等)(2)

別表9(第27条及び第29条関係)

家政学部生活デザイン学科自由選択科目(18単位)

図書館司書課程科目

図書館概論(2)、生涯学習概論(2)、情報資源組織論(2)、情報資源組織演習Ⅰ(1)、情報資源組織演習Ⅱ(1)、情報サービス論(2)、情報サービス演習Ⅰ(1)、情報サービス演習Ⅱ(1)、児童サービス論(2)、図書館情報技術論(2)、図書館情報資源概論(2)、図書館サービス概論(2)、図書館制度・経営論(2)、図書館サービス特論・図書館情報資源特論(2)、図書及び図書館史・図書館基礎特論(2)

学校図書館司書教諭課程科目

学校経営と学校図書館(2)、学校図書館メディアの構成(2)、情報メディアの活用(2)、学習指導と学校図書館(2)、読書と豊かな人間性(2)

K-CIP科目

公務員試験概論(1)、数的処理Ⅰ(1)、社会科学Ⅰ(1)、文章理解(1)、数的処理

Ⅱ(1)、数的処理Ⅲ(1)、社会科学Ⅱ(1)、自然科学(1)、人文科学(1)、憲法演習(1)、行政法演習(1)、民法(総則、物権)演習(1)、民法(債権、親族・相続)演習(1)、ミクロ経済学演習(1)、マクロ経済学演習(1)、法律科目演習Ⅰ(1)、法律科目演習Ⅱ(1)、経済科目演習Ⅰ(1)、経済科目演習Ⅱ(1)、行政科目演習Ⅰ(1)、行政科目演習Ⅱ(1)、会計学演習(1)、専門科目記述式演習(1)、公務員試験直前対策Ⅰ(教養)(1)、文章理解演習(1)、人文科学演習(1)、公務員試験直前対策Ⅱ(教養)(1)、社会科学演習(1)、自然科学演習(1)、公務員試験直前対策Ⅰ(SPI)(1)、公務員試験直前対策Ⅱ(SPI)(1)、公務員試験直前対策Ⅲ(教養)(1)、公務員試験直前対策Ⅲ(SPI)(1)、公務員人物試験対策(1)

別表9の2(第27条及び第29条関係)

栄養学科自由選択科目

図書館司書課程科目

図書館概論(2)、生涯学習概論(2)、情報資源組織論(2)、情報資源組織演習Ⅰ(1)、情報資源組織演習Ⅱ(1)、情報サービス論(2)、情報サービス演習Ⅰ(1)、情報サービス演習Ⅱ(1)、児童サービス論(2)、図書館情報技術論(2)、図書館情報資源概論(2)、図書館サービス概論(2)、図書館制度・経営論(2)、図書館サービス特論・図書館情報資源特論(2)、図書及び図書館史・図書館基礎特論(2)

K-CIP科目

公務員試験概論(1)、数的処理Ⅰ(1)、社会科学Ⅰ(1)、文章理解(1)、数的処理Ⅱ(1)、数的処理Ⅲ(1)、社会科学Ⅱ(1)、自然科学(1)、人文科学(1)、憲法演習(1)、行政法演習(1)、民法(総則、物権)演習(1)、民法(債権、親族・相続)演習(1)、ミクロ経済学演習(1)、マクロ経済学演習(1)、法律科目演習Ⅰ(1)、法律科目演習Ⅱ(1)、経済科目演習Ⅰ(1)、経済科目演習Ⅱ(1)、行政科目演習Ⅰ(1)、行政科目演習Ⅱ(1)、会計学演習(1)、専門科目記述式演習(1)、公務員試験直前対策Ⅰ(教養)(1)、文章理解演習(1)、人文科学演習(1)、公務員試験直前対策Ⅱ(教養)(1)、社会科学演習(1)、自然科学演習(1)、公務員試験直前対策Ⅰ(SPI)(1)、公務員試験直前対策Ⅱ(SPI)(1)、公務員試験直前対策Ⅲ(教養)(1)、公務員試験直前対策Ⅲ(SPI)(1)、公務員人物試験対策(1)

別表9の3(第27条及び第29条関係)

人間科学部児童・幼児教育学科自由選択科目（18単位）

図書館司書課程科目

図書館概論(2)、生涯学習概論(2)、情報資源組織論(2)、情報資源組織演習Ⅰ(1)、情報資源組織演習Ⅱ(1)、情報サービス論(2)、情報サービス演習Ⅰ(1)、情報サービス演習Ⅱ(1)、児童サービス論(2)、図書館情報技術論(2)、図書館情報資源概論(2)、図書館サービス概論(2)、図書館制度・経営論(2)、図書館サービス特論・図書館情報資源特論(2)、図書及び図書館史・図書館基礎特論(2)

学校図書館司書教諭課程科目

学校経営と学校図書館(2)、学校図書館メディアの構成(2)、情報メディアの活用(2)、学習指導と学校図書館(2)、読書と豊かな人間性(2)

K-CIP科目

公務員試験概論(1)、数的処理Ⅰ(1)、社会科学Ⅰ(1)、文章理解(1)、数的処理Ⅱ(1)、数的処理Ⅲ(1)、社会科学Ⅱ(1)、自然科学(1)、人文科学(1)、憲法演習(1)、行政法演習(1)、民法(総則、物権)演習(1)、民法(債権、親族・相続)演習(1)、ミクロ経済学演習(1)、マクロ経済学演習(1)、法律科目演習Ⅰ(1)、法律科目演習Ⅱ(1)、経済科目演習Ⅰ(1)、経済科目演習Ⅱ(1)、行政科目演習Ⅰ(1)、行政科目演習Ⅱ(1)、会計学演習(1)、専門科目記述式演習(1)、公務員試験直前対策Ⅰ(教養)(1)、文章理解演習(1)、人文科学演習(1)、公務員試験直前対策Ⅱ(教養)(1)、社会科学演習(1)、自然科学演習(1)、公務員試験直前対策Ⅰ(SPI)(1)、公務員試験直前対策Ⅱ(SPI)(1)、公務員試験直前対策Ⅲ(教養)(1)、公務員試験直前対策Ⅲ(SPI)(1)、公務員人物試験対策(1)

別表9の4（第27条及び第29条関係）

人間科学部心理・文化学科自由選択科目（18単位）

図書館司書課程科目

図書館概論(2)、生涯学習概論(2)、情報資源組織論(2)、情報資源組織演習Ⅰ(1)、情報資源組織演習Ⅱ(1)、情報サービス論(2)、情報サービス演習Ⅰ(1)、情報サービス演習Ⅱ(1)、児童サービス論(2)、図書館情報技術論(2)、図書館情報資源概論(2)、図書館サービス概論(2)、図書館制度・経営論(2)、図書館サービス特論・図書館情報資源特論(2)、図書及び図書館史・図書館基礎特論(2)

学校図書館司書教諭課程科目

学校経営と学校図書館(2)、学校図書館メディアの構成(2)、情報メディアの活用

(2)、学習指導と学校図書館(2)、読書と豊かな人間性(2)

K-CIP科目

公務員試験概論(1)、数的処理Ⅰ(1)、社会科学Ⅰ(1)、文章理解(1)、数的処理Ⅱ(1)、数的処理Ⅲ(1)、社会科学Ⅱ(1)、自然科学(1)、人文科学(1)、憲法演習(1)、行政法演習(1)、民法(総則、物権)演習(1)、民法(債権、親族・相続)演習(1)、ミクロ経済学演習(1)、マクロ経済学演習(1)、法律科目演習Ⅰ(1)、法律科目演習Ⅱ(1)、経済科目演習Ⅰ(1)、経済科目演習Ⅱ(1)、行政科目演習Ⅰ(1)、行政科目演習Ⅱ(1)、会計学演習(1)、専門科目記述式演習(1)、公務員試験直前対策Ⅰ(教養)(1)、文章理解演習(1)、人文科学演習(1)、公務員試験直前対策Ⅱ(教養)(1)、社会科学演習(1)、自然科学演習(1)、公務員試験直前対策Ⅰ(SPI)(1)、公務員試験直前対策Ⅱ(SPI)(1)、公務員試験直前対策Ⅲ(教養)(1)、公務員試験直前対策Ⅲ(SPI)(1)、公務員人物試験対策(1)

別表10 削除

別表11 (第27条関係)

留学生特別科目

初級日本語ⅠA(2)、初級日本語ⅡA(2)、初級日本語ⅠB(2)、初級日本語ⅡB(2)、初級日本語ⅠC(2)、初級日本語ⅡC(2)、初級日本語ⅠD(2)、初級日本語ⅡD(2)、初級日本語ⅠE(2)、初級日本語ⅡE(2)、日本語講座Ⅰ(2)、日本語講座Ⅱ(2)、日本事情Ⅰ(2)、日本事情Ⅱ(2)、比較文化Ⅰ(2)、比較文化Ⅱ(2)

別表12 (第62条関係)

○入学検定料

対象	金額
家政学部・人間科学部入学試験受験者	32,000円
大学入試センター試験利用入学試験受験者	16,000円

1 第19条の規定により選抜試験を受験する者のうち、福原学園が設置する大学(大学院を含む。)及び短期大学(専攻科を含む。)の卒業見込みの者及び卒

業生の入学検定料については半額とし、福原学園が設置する高等学校（専攻科を含む。）の卒業見込みの者及び卒業生の入学検定料については全額免除とする。

- 2 インターネット出願を利用した場合は、1志願ごとに2,000円を減額する。

○入学金及び授業料その他の学納金

学部 学科名		入 学 金	授 業 料	教育充実費	施設設備資金	合 計
家政学部	生活デザイン学科	280,000円	674,000円	—	230,000円	1,184,000円
	栄 養 学 科	280,000円	674,000円	—	250,000円	1,204,000円
人間科学部	児童・幼児教育学科	260,000円	680,000円	30,000円	230,000円	1,200,000円
	心理・文化学科					

- 1 第20条の規定により入学を許可された者のうち、
 - (1) 福原学園が設置する大学（大学院を含む。）、短期大学（専攻科を含む。）及び高等学校（専攻科を含む。）の同窓生（卒業生）子女が本学に入学を許可された場合の入学金については、本表金額の半額とする。
 - (2) 自由ヶ丘高等学校（専攻科を含む。）の卒業見込みの者及び卒業生で本学が実施する入学試験により入学を許可された場合の入学金については、全額免除とする。
 - (3) 自由ヶ丘高等学校（専攻科を含む。）の卒業見込みの者及び卒業生で本学が実施する入学試験のうち、専願入試により入学を許可された場合の授業料については、本表金額の半額とする。
 - (4) 自由ヶ丘高等学校（専攻科を含む。）の卒業見込みの者及び卒業生で併願入試により入学を許可された場合の施設設備資金については、全額免除とする。
- 2 第21条の規定により学士入学を許可された者のうち本学、九州女子短期大学（専攻科を含む。）及び九州共立大学（大学院を含む。）の卒業見込みの者及び卒業生の入学金については、全額免除とする。
- 3 第22条の規定により編入学を許可された者のうち九州女子短期大学（専攻科を含む。）の卒業見込みの者及び卒業生並びに本学及び九州共立大学（大学院を含む。）を中途退学した者の入学金については、全額免除とする。
- 4 第61条の規定により社会人特別入学及び社会人特別編入学を許可された者の入学金については、全額免除とし、授業料及び施設設備資金については、本表金額の3分の1の額とする。

○K-CIP科目学納金

費用	金額	備考
登録料	20,000円	
履修料	10,000円	1単位につき、オプション科目も同額

別表13（第63条関係）

科目等履修生	登録料	20,000円
	履修料 1単位	10,000円
聴講生	登録料	10,000円
	聴講料 1単位	5,000円
	実験実習費 1単位	5,000円

- 1 九州女子短期大学専攻科の学生が、科目等履修生になった場合は、登録料及び履修料は免除する。ただし、教職専門科目の履修料は徴収する。

○九州女子大学家政学部履修規程

平成13年学園規程第9号

施行：平成13年4月1日

最終改正：令和5年4月1日

第1章 総則

(学則との関係)

第1条 家政学部（以下「本学部」という。）の授業科目履修については、学則に定めるもののほか、この履修規程による。

(学科及びコース)

第2条 本学部に次の学科及びコースを置く。

学 科	コ ー ス
生活デザイン学科	家庭科教育コース
	インテリアデザインコース
	ライフデザインコース
栄養学科	

2 生活デザイン学科のコースへの所属は、別に定める手続きを経て、1年次の後期初めに決定する。

(教職課程、図書館司書課程、学校図書館司書教諭課程及びK-CIP科目)

第3条 教育職員免許状（以下「教員免許状」という。）を得ようとする者は、教職課程履修願を提出し、教職課程履修登録を行わなければならない。

- 2 教職課程の授業科目及びその履修方法については別に定める。
- 3 図書館司書課程の授業科目及びその履修方法については別に定める。
- 4 学校図書館司書教諭課程の授業科目及びその履修方法については別に定める。
- 5 K-CIP科目の授業科目及びその履修方法については別に定める。

第2章 履修

(単位区分と年次配当)

第4条 卒業資格を得るための、単位修得区分及び授業科目の年次配当は、別表1から別表7による。

(授業科目の区分と種類)

第5条 授業科目を総合共通科目、専門教育科目、自由選択科目及び留学生特別科目に区分する。

- 2 前項の授業科目は、必修科目、選択科目及び自由科目に分類する。

- 3 必修科目は、卒業までにすべて修得しなければならない。
- 4 選択科目は、卒業資格を得るための最低修得単位数を超えるように修得しなければならない。
- 5 自由科目の修得単位数は、卒業資格を得るための単位数に算入できない。
- 6 自由選択科目（別表5）は、図書館司書課程科目、学校図書館司書教諭課程科目及びK-CIP科目、自学科で単位修得した科目のうち卒業に要する単位数を超える科目、及び自学部他学科もしくは他学部で単位修得した科目とする。
- 7 留学生特別科目（別表7）は、外国人留学生のみを対象として開講する科目である。外国人留学生がこの科目を修得した場合、総合共通科目の該当する区分の単位数に算入する。

（授業科目等の公示）

第6条 開講する授業科目、担当教員及び授業時間割等は年度初めに公示する。

（授業の出欠席と公認欠席）

第7条 授業に際しては、出席の確認を行う。

- 2 授業を欠席するとき又はしたときは、欠席届を担当教員に提出しなければならない。
- 3 病気その他の事故のため、欠席が1週間以上にわたるときは、欠席届に医師の診断書を添付し、担当教員に提出しなければならない。
- 4 次の各号に該当するものは、公認欠席（以下「公欠」という。）とする。

（1） 忌引

父母（7日）、祖父母・兄弟姉妹（3日）、叔父叔母・伯父伯母（2日）

（2） 出校停止

学校保健安全法で定められた疾病について定められた期間

（3） 学外実習（遠距離移動日を1日含む）

（4） 交通スト、交通機関の事故

（5） 就職試験、対外試合、発表会

- 5 定期の学外実習を除いて、公欠に際しては、公欠願を提出しなければならない。

（履修制限）

第8条 各年次に履修できる単位数の上限は、次のとおりとする。

学 年	1年次	2年次	3年次	4年次
単位数	48	48	48	48

ただし、成績優秀者等の履修上限については48単位を超えて履修を認めることができる。

- 2 前項の履修できる単位数には、自由選択科目及び自由科目は含まない。

(履修申告)

第9条 当該年度に受講を希望する授業科目の履修申告（履修登録）は、所定の期間内に別に定める手続を経て、届け出なければならない。

- 2 履修申告していない授業科目については、受講しても単位を修得することはできない。
- 3 単位を修得した授業科目は、再び受講することはできない。
- 4 履修申告した授業科目の変更は、変更期間内に申告しなければならない。
- 5 履修申告は、授業科目年次配当表に従って行うものとし、上級年次配当の授業科目履修申告は、原則としてこれを認めない。

(授業科目の単位算定の基準)

第10条 各授業科目の単位数は、1単位の履修時間を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業方法に応じて次のとおり単位数を定める。ただし、1時限（90分）を2時間として計算する。

- (1) 講義については、15時間の授業と30時間の自修をもって1単位とする。
- (2) 演習については、30時間と15時間の自修の授業をもって1単位とする。ただし、「調理技術基礎演習」「調理技術発展演習」「プロに学ぶ食育実践演習」「教職実践演習（中等）」「教職実践演習（栄養教諭）」については、15時間の授業と30時間の自修をもって1単位とする。
- (3) 実験及び実習については、45時間の授業をもって1単位とする。ただし、「教育実習」については、30時間と15時間の自修の授業をもって1単位とする。
- (4) 実技については、30時間の授業と15時間の自修をもって1単位とする。
- (5) 一つの授業科目について、前各号の規定する授業方法のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、それぞれの授業方法ごとの単位数の算定基準を考慮して定める時間の授業をもって1単位とする。

(受講制限)

第11条 授業科目はその内容、教室の収容定員等により受講人数を制限することがある。

(欠講)

第12条 授業科目の一部については、年度によって開講しないことがある（隔年開講等）。

(履修科目の単位認定)

第13条 履修した科目の単位の認定は、各授業科目担当教員が平素の研究状況、授

業期間中の評価及び試験（追試験、再試験を含む。）等を総合的に判断して評価し、合格した者には、その履修科目の所定の単位が与えられる。

- 2 学納金を滞納している者は、単位認定を受けることはできない。
- 3 単位認定された科目は、取り消すことはできない。
- 4 単位認定及び成績評価については、年度末に確定する。原則としてそれ以降の変更は行わないものとする。

（成績の評価）

第14条 履修科目の成績の評価は、秀、優、良、可、不可とし、秀、優、良、可を合格とし、不可を不合格とする。ただし、「キャリア基礎演習Ⅰ」「キャリア基礎演習Ⅱ」「キャリア基礎演習Ⅲ」の成績は、認定あるいは不可で評価を表わす。

- 2 前項の評価は次の基準による。

- (1) 秀 100点～90点
- (2) 優 89点～80点
- (3) 良 79点～70点
- (4) 可 69点～60点
- (5) 不可 59点以下

（試験）

第15条 試験には授業期間中の試験、追試験及び再試験がある。

- 2 試験の方法は、筆記の他に、口述・実技・レポートなどで実施することもある。
- 3 受験に際しては、次の事項に注意すること。注意事項を厳守しなかった者は当該科目の単位を与えない。

- (1) 学生の本分を自覚して、厳正な態度でのぞみ、不正行為があってはならない。
- (2) 特に許可された教科書、ノート等以外は、すべて身辺に置いてはならない。物品の貸借は一切禁止する。
- (3) 答案用紙の指定欄に、学科・学籍番号・氏名等を記入する。無記入の答案は無効とする。
- (4) 試験室には、試験開始後20分を経過すれば入室できない。また、開始後20分を経なければ退室できない。

（受験資格）

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、全部又は当該科目について、受験することができない。

- (1) 試験を受けようとする授業科目をその年度において履修登録をしていない者（当該科目）

- (2) 既に修得した授業科目を再び受験しようとする者（当該科目）
 - (3) 授業料その他学納金を滞納している者（全科目）
ただし、納入延期を認められた者は、仮に受験を認める。
 - (4) 授業科目の受講回数が開講回数の3分の2に満たない者（当該科目）
 - (5) 受験中に学生証又は仮学生証を持参していない者（当該科目）
 - (6) 試験開始後20分以上遅刻した者（当該科目）
 - (7) 追・再試験に際して、追再試受験料納付書の領収書を持参していない者あるいはレポートの場合に領収書のコピーを添付していない者（当該科目）
- （受験上の注意）

第17条 試験場においては、次の諸注意に従わなければならない。

- (1) 試験場には、学生証又は仮学生証を携行しなければならない。
 - (2) 試験中、監督の指示に従わなければならない。
 - (3) 答案用紙は、たとえその試験を放棄する場合でも必ず提出しなければならない。
 - (4) その他、受験上の注意事項は、別に定める。
- （試験の不正行為）

第18条 試験において不正行為があった者は、当該期の全科目の単位を無効とする。

2 特に悪質であった者に対しては、学則第50条により処分する。

（追試験）

第19条 授業期間中の試験の公欠（以下「特別公欠」という。）及び病気その他やむを得ない理由により、試験を受けることができなかった者が、その旨願い出た場合は、当該科目の追試験をおこなう。

2 追試験を受けようとする者は、その理由を証明する診断書又は適当な書類を添付した追試受験料納付書に追試験料を添えて提出しなければならない。

3 追試験料については、別に定める。ただし、特別公欠者の追試験料は免除する。

4 追試験は、期日を定めて1回限りおこなう。

5 追試受験料納付書の領収書は受験の際に提示すること。また、レポートの場合は、領収書のコピーを添付して提出すること。

6 追試験の評価は次のとおりとする。

- (1) 特別公欠者の評価点は、試験の得点の100%とする。
- (2) 病欠者等の評価点は、試験の得点の80%とする。

（再試験）

第20条 授業期間中の評価で不合格の授業科目があった者及び追試験の受験要件に

該当しない理由で受験しなかった者については、担当教員の判断により、当該科目の再試験をおこなう場合がある。

- 2 再試験の実施の有無については、シラバス及び授業中の担当教員からの指示による。
- 3 再試験を受けようとする者は、再試受験料納付書に再試験料を添えて提出しなければならない。
- 4 再試験料については、別に定める。
- 5 再試験は、期日を定めて1回限りおこなう。
- 6 再試受験料納付書の領収書は受験の際に提示すること。また、レポートの場合は、領収書のコピーを添付して提出すること。
- 7 再試験の評価は試験の得点の80%とし、評価点は最高60点とする。

(他の学部又は本学部他学科の授業科目の履修)

第21条 他の学部又は本学部他学科の授業科目を履修しようとする者は、あらかじめ学部長に申し出て、授業科目担当教員の承認及び学長の許可を必要とする。

- 2 学生の所属する学科以外の本学部他学科又は他学部が開設する専門教育科目のうち、共通開設科目以外の授業科目は別に定める手続きを経て、他の自由選択科目の修得単位数と合わせて18単位まで自由選択科目として卒業要件修得単位数に算入することができる。
 - 3 前項の単位数を超えて修得した授業科目の単位は、卒業要件単位には算入しない。
- (他の大学、短期大学又は大学以外の教育施設等における学生の履修)

第22条 他の大学、短期大学又は高等専門学校の特攻科における授業科目の履修は、当該学生の所属する学科において教育上有益と認めるときに限り、学長がこれを許可する。

- 2 前項により与えることができる単位数は、60単位を超えないものとする。
- (再履修)

第23条 単位を修得できなかった授業科目については、再履修することができる。

- 2 再履修を希望する授業科目については、第9条に定める履修申告をしなければならない。

第3章 進級・卒業見込み及び卒業研究

(学年の進級)

第24条 進級は学年の初めとする。

- 2 2年次から3年次への進級は、学生と教員の面談に基づいて教育運営委員会において審議し、学長が決定する。

(卒業見込証明書)

第25条 卒業見込証明書は、前年度末までに卒業要件単位数のうち90単位以上を修得した4年次に在学する者に交付される。

(卒業研究)

第26条 本学部学生は、卒業研究(「キャリア発展ゼミナール」)を履修しなければならない。

2 卒業研究の取扱いは別に定める。

第4章 聴講生・特別聴講学生

(聴講生)

第27条 本学部の授業科目を聴講生として聴講を許可される者は、学則第18条に定める者について、学長が許可する。

2 聴講生の身分及び取り扱いについては、本規程に定めるもののほか、学則その他の諸規定を準用する。

(出願の時期及び手続)

第28条 聴講生として志願する者は、別に定める所定の期日までに所定の願書を提出しなければならない。

(聴講の許可)

第29条 聴講生は、教育研究に支障がない場合に限り、学長が聴講を許可する。

(聴講期間)

第30条 聴講生の聴講期間は1年以内とする。

(登録料及び聴講料)

第31条 登録料及び聴講料は、学則第63条に定めるところによる。

(聴講科目の制限)

第32条 聴講できない授業科目については別に定める。

(聴講生の心得)

第33条 聴講生は、学内諸規程を守らなければならない。

2 聴講生として不適当であると認められたときは、聴講許可を取り消すことがある。

(特別聴講学生)

第34条 特別聴講学生については、別に定める。

第5章 科目等履修生

(科目等履修生)

第35条 本学の学生以外で1又は複数の授業科目の履修を希望する者(以下「科目等履修生」という。)に対しては、学長が履修を許可する。

- 2 科目等履修生として志願できる者は、学則第18条に該当する者とする。
- 3 科目等履修生で、当該授業科目の試験等に合格した者には、所定の単位を与える。
- 4 単位の認定については、学則第33条を準用する。
- 5 単位を修得した授業科目については、本人の願出により単位修得証明書を交付することができる。
- 6 科目等履修生の身分及び取り扱いについては、本規程に定めるもののほか、学則その他の諸規定を準用する。

(科目等履修生の履修資格)

第36条 科目等履修生として本学部の授業科目履修を許可される者は、学則第18条に定める資格を有する者及び大学において科目等履修生として適当であると認められた者とする。

(出願の時期及び手続)

第37条 科目等履修生として志願する者は、別に定める所定の期日までに所定の願書を提出しなければならない。

(科目等履修生の期間)

第38条 科目等履修生の期間は、許可された授業科目の授業が終了する学期末までとする。ただし、引き続き履修を希望する場合は、学長が許可し、その期間を更新することができる。

(科目等履修生の許可)

第39条 科目等履修生は、教育研究に支障がない場合に限り、学長が履修を許可する。

(登録料及び履修料)

第40条 科目等履修生として本学部の授業科目の履修を許可された者の登録料及び履修料は、学則第63条に定めるところによる。

(履修科目の制限)

第41条 科目等履修生は、教職課程の教育実習は履修できない。(ただし、本学及び九州女子短期大学卒業生は除く。)

(単位認定)

第42条 科目等履修生でその受講した授業科目の試験に合格した者には、所定の単位を認定する。

- 2 科目等履修生で本学又は他の大学で単位を修得した者が、本学部の正規の課程に入学した場合、学長が本学部の単位として算入することを認めることができる。

(科目等履修生の心得)

第43条 科目等履修生は、学内諸規程を守らなければならない。

- 2 科目等履修生として不相当であると認められたときは、履修許可を取り消すことがある。

第6章 学士入学、編入学、転入学及び転部・転科

(学士入学者、編入学者、転入学者及び転部・転科の単位認定)

第44条 学則第21条、第22条、第23条及び第25条の規定により、学士入学、編入学、転入学及び転部・転科を許可された学生の単位認定は、本学部、学科における授業科目及びその単位数に相当すると認められる場合の単位を認定する。

(入学前の既修得単位の認定)

第45条 新たに1年次に入学を許可された者で、学則第37条に該当する者は、60単位を超えない範囲で、本学で履修したものとみなし、単位を認定する。

- 2 既修得単位の認定を希望する者は、別に定める所定の期日までに必要な書類を提出しなければならない。

(転部・転科・コース変更)

第46条 転部・転科を希望する者は、理由を付した願書を所属する学科長を通して学部長に提出しなければならない。

- 2 前項で受け入れる学科は、別に定める方法で選考を行い、学長がこれを許可する。
- 3 転部・転科ができるのは、2年次又は3年次の学年始めとし、受け入れ学科に欠員がある場合に限る。
- 4 一度転部・転科した学生は再度転部・転科はできない。
- 5 転部・転科についての出願の期間は毎年2月末日までとする。
- 6 1年次の後期に所属を決定した本学部生活デザイン学科のコースの変更は、学長が各年次の初めに認めることがある。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 転科者への適用は平成14年度以降とする。
- 3 学士入学者及び編入学者への適用は平成15年度以降とする。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。ただし、別表4のうち「臨地実習」

の項目に該当する授業科目については、平成14年度以降の入学者から適用する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。ただし、別表4のうち「栄養教諭論 I・II」及び別表5の「教職に関する専門教育科目」に関しては、平成15年度入学生から適用する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度入学生より適用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。ただし、海外留学先の大学等の教育施設で修得した単位の認定は、第24条の規定にかかわらず、平成21年度以前の入学者について従前の例による。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度入学生より適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
(単位区分、授業科目等に関する経過措置)
- 2 第2条及び第4条の規定にかかわらず、平成30年度以前の入学者については、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
(単位区分、授業科目等に関する経過措置)

- 2 第2条の規定にかかわらず、平成31年度以前の入学者については、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の規程は、令和3年度入学者（学士入学者、編入学者で令和3年4月1日以降に旧規定が適用される学年次に入学した者を除く。）から適用し、同年度前の在学者については、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の規程は、令和4年度入学者（学士入学者、編入学者で令和4年4月1日以降に旧規定が適用される学年次に入学した者を除く。）から適用し、同年度前の在学者については、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の規程は、令和5年度入学者（学士入学者、編入学者で令和5年4月1日以降に旧規定が適用される学年次に入学した者を除く。）から適用し、同年度前の在学者については、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の規程は、令和5年度入学者（学士入学者、編入学者で令和5年4月1日以降に旧規定が適用される学年次に入学した者を除く。）から適用し、同年度前の在学者については、従前の例による。

別表1 卒業に要する単位の修得区分

生活デザイン学科	
総合共通科目 (必修科目)	30 単位 12 単位
(選択科目)	18 単位
専門教育科目 (必修科目)	76 単位
学部共通科目	2 単位
学科共通科目	15 単位
ゼミナール科目	6 単位
(選択科目)	53 単位
自由選択科目	18 単位
合 計	124 単位
<p>総合共通科目 次の各区分ごとに所定の単位を履修し、合計30単位以上を修得すること。(必修を含む。)</p> <p>教養教育科目(文化・芸術領域) 2 単位以上 教養教育科目(歴史・社会領域) 2 単位以上 教養教育科目(人間・環境領域) 2 単位以上 言語・異文化理解科目 8 単位以上 情報教育科目 2 単位以上 キャリア教育科目 4 単位以上</p> <p>自由選択科目 自由選択科目18単位には、次の(1)から(5)の科目を履修し修得した単位のうち、合計18単位を限度とする単位数を充てる。</p> <p>(1)図書館司書課程科目 (2)学校図書館司書課程科目 (3)K-CIP科目 (4)自学科で単位修得した科目のうち、卒業に要する単位数を超える科目 (5)自学部他学科もしくは他学部で単位修得した科目</p>	

栄養学科															
総合共通科目 (必修科目)	30 単位 18 単位														
(選択科目)	12 単位														
専門教育科目 (必修科目)	94 単位														
学部共通科目	6 単位														
専門基礎分野	40 単位														
専門分野	48 単位														
自由選択科目															
合 計	124 単位														
<p>総合共通科目 次の各区分ごとに所定の単位を履修し、合計30単位以上を修得すること。(必修を含む。)</p> <table> <tr> <td>教養教育科目 (文化・芸術領域)</td> <td>2 単位以上</td> </tr> <tr> <td>教養教育科目 (歴史・社会領域)</td> <td>2 単位以上</td> </tr> <tr> <td>教養教育科目 (人間・環境領域)</td> <td>2 単位以上</td> </tr> <tr> <td>言語・異文化理解科目</td> <td>8 単位以上</td> </tr> <tr> <td>情報教育科目</td> <td>2 単位以上</td> </tr> <tr> <td>健康教育科目</td> <td>2 単位以上</td> </tr> <tr> <td>キャリア教育科目</td> <td>8 単位以上</td> </tr> </table> <p>自由選択科目 自由選択科目18単位には、次の(1)から(5)の科目を履修し修得した単位のうち、合計18単位を限度とする単位数を充てる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)図書館司書課程科目 (2)学校図書館司書課程科目 (3)K-CIP科目 (4)自学科で単位修得した科目のうち、卒業に要する単位数を超える科目 (5)自学部他学科もしくは他学部で単位修得した科目 		教養教育科目 (文化・芸術領域)	2 単位以上	教養教育科目 (歴史・社会領域)	2 単位以上	教養教育科目 (人間・環境領域)	2 単位以上	言語・異文化理解科目	8 単位以上	情報教育科目	2 単位以上	健康教育科目	2 単位以上	キャリア教育科目	8 単位以上
教養教育科目 (文化・芸術領域)	2 単位以上														
教養教育科目 (歴史・社会領域)	2 単位以上														
教養教育科目 (人間・環境領域)	2 単位以上														
言語・異文化理解科目	8 単位以上														
情報教育科目	2 単位以上														
健康教育科目	2 単位以上														
キャリア教育科目	8 単位以上														

別表2 総合共通科目年次配当表 (家政学部共通)

区分	授業科目	科目の種類 及び単位数			授業形態	毎週授業時間数								摘要			
		必修	選択	自由		1年		2年		3年		4年					
						前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期				
教養教育科目	文化・芸術領域	ことばと日本文化		2	講義	(2)	(2)	(2)	(2)							※()はいずれかの時期で履修(以下同様)	
		ことばと異文化		2	講義	(2)	(2)	(2)	(2)								
		情報文化論		2	講義	(2)	(2)	(2)	(2)								
		スポーツの文化		2	講義	(2)	(2)	(2)	(2)								
	歴史・社会領域		歴史と国際情勢		2	講義	(2)	(2)	(2)	(2)							教免必修
			現代国家と法(日本国憲法)		2	講義	(2)	(2)	(2)	(2)							
			暮らしと経済		2	講義	(2)	(2)	(2)	(2)							教免必修(生活デザイン学科のみ)
			人権・同和教育		2	講義	(2)	(2)	(2)	(2)							
	人間・環境領域		人間と哲学		2	講義	(2)	(2)	(2)	(2)							
			生命と地球		2	講義	(2)	(2)	(2)	(2)							
			心の科学		2	講義	(2)	(2)	(2)	(2)							
			共生社会を生きる		2	講義	(2)	(2)	(2)	(2)							
	言語・異文化理解科目		日本語表現法Ⅰ	1		演習	(2)	(2)									
		日本語表現法Ⅱ	1		演習			(2)	(2)								
		伝わる文章力		1		演習			(2)	(2)							
		英語Ⅰ	1		演習	2											
		英語Ⅱ	1		演習		2										
		英語コミュニケーションⅠ	1		演習			2									
		英語コミュニケーションⅡ	1		演習				2								
		TOEIC入門		1		演習	(2)	(2)									
		フランス語Ⅰ		1		演習	(2)		(2)								
		フランス語Ⅱ		1		演習		(2)		(2)							
		中国語Ⅰ		1		演習	(2)		(2)								
		中国語Ⅱ		1		演習		(2)		(2)							
		韓国語Ⅰ		1		演習	(2)		(2)								
		韓国語Ⅱ		1		演習		(2)		(2)							
	イングリッシュワークショップ		1		演習	(2)	(2)	(2)	(2)								
	海外研修		2		実習	*	*	*	*	*	*	*	*	*	年間を通して適切な時期に行う		
情報教育科目		情報処理演習Ⅰ	1		演習	2											
		情報処理演習Ⅱ	1		演習		2										
		情報処理演習Ⅲ		1		演習			2								
		情報処理演習Ⅳ		1		演習				2							
		情報科学概論		2		講義	2										
		データサイエンス		2		講義		2									
		アルゴリズムとプログラミング		2		講義			2								
		ICT活用法		2		講義				2							
	情報処理技術		2		講義					2							
育健康科目		スポーツ		1	実技	(2)	(2)								教免必修		
		健康の科学		2	講義	(2)	(2)								栄養学科必修・教免必修		

別表2 総合共通科目年次配当表 (家政学部共通)

区分	授業科目	科目の種類 及び単位数			授業形態	毎週授業時間数								摘要		
		必修	選択	自由		1年		2年		3年		4年				
						前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期			
キャリアデザイン領域	キャリア基礎演習Ⅰ	1			演習	*	*								} 年間を通して適切な時期 に行う	
	キャリア基礎演習Ⅱ	1			演習			*	*							
	キャリア基礎演習Ⅲ	1			演習					*	*					
	キャリアデザインⅠ	1			演習	2										
	キャリアデザインⅡ		1		演習						2					
	キャリアデザインⅢ		1		演習							2				
	キャリアデザイン領域	インターンシップⅠ		2		実習	*	*	*	*	*	*	*	*	*	} 年間を通して適切な時期 に行う
		インターンシップⅡ		2		実習	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
	キャリア教育科目 発展領域	スキルアップ講座B		1		演習				2						生活デザイン学科に開講 生活デザイン学科に開講 栄養学科に開講 栄養学科に開講 栄養学科に開講 栄養学科に開講
		スキルアップ講座C		1		演習				2						
スキルアップ講座D			1		演習					2						
スキルアップ講座E			1		演習						2					
スキルアップ講座K			1		演習			2								
スキルアップ講座L			1		演習				2							
スキルアップ講座M			1		演習					2						
スキルアップ講座N			1		演習						2					
スキルアップ講座R			1		演習						(2)		(2)			
スキルアップ講座S			1		演習							(2)		(2)		

別表3-1 生活デザイン学科専門教育科目年次配当表

区分	授業科目	科目の種類及び単位数			授業形態	毎週授業時間数								摘要			
		必修	選択	自由		1年		2年		3年		4年					
						前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期				
学部共通科目	家政学概論	2			講義	2											
	人間関係論		2		講義				2								
	統計学		2		講義				2								
	カウンセリング論		2		講義				2								
	フードスペシャリスト論		2		講義							2					
	食品の官能評価・鑑別論		2		講義							2					
	教職概論		2		講義	2											教免必修
	教育原論		2		講義		2										教免必修
教育心理学		2		講義		2										教免必修	
学科共通科目	生活デザイン概論	2			講義	2											
	生活デザイン演習	3			演習	2	4										
	家族関係学（生活福祉を含む。）	2			講義	2											
	消費生活論	2			講義		2										
	被服学	2			講義	2											
	食物学	2			講義		2										
	住居学（製図を含む。）	2			講義	2											
コース科目	保育学（実習及び家庭看護を含む。）		2		講義						2						
	生活経営学（生活経済学を含む。）		2		講義					2							
	家庭電気・機械		2		講義				2								
	家庭科情報処理演習		1		演習				2								
	被服構成学		2		講義		2										
	被服構成学実習Ⅰ		1		実習				4								
	アパレルCAD演習		1		演習					2							
	被服構成学実習Ⅱ		1		実習					4							
	被服構成学実習Ⅲ		1		実習									4			
	食品学		2		講義	2											
	栄養学		2		講義							2					
	調理学		2		講義		2										
	調理学実習Ⅰ		1		実習					4							
	調理学実習Ⅱ		1		実習							4					
	調理学実習Ⅲ		1		実習									4			

別表3-2 生活デザイン学科専門教育科目年次配当表

区分	授業科目	科目の種類及び単位数			授業形態	毎週授業時間数								摘要				
		必修	選択	自由		1年		2年		3年		4年						
						前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期					
インテリアデザインコース	色彩学		2		講義	2												
	地域住宅地計画		2		講義						2							
	住居管理学		2		講義					2								
	インテリア計画		2		講義	2												
	建築・インテリア設計入門Ⅰ		1		演習	2												
	建築・インテリア設計入門Ⅱ		1		演習			2										
	建築計画Ⅰ		2		講義			2										
	建築計画Ⅱ		2		講義					2								
	建築史		2		講義						2							
	建築環境工学		2		講義			2										
	建築設備学		2		講義						2							
	建築一般構造学		2		講義			2										
	建築構造力学		2		講義				2									
	建築材料学		2		講義				2									
	建築施工学		2		講義						2							
	建築法規		2		講義					2								
	建築・インテリア設計演習Ⅰ		2		演習			4										
	建築・インテリア設計演習Ⅱ		2		演習				4									
	建築・インテリア設計演習Ⅲ		2		演習					4								
	建築・インテリア設計演習Ⅳ		2		演習						4							
	建築・インテリア設計演習Ⅴ		2		演習							4						
	インテリアデザイン演習Ⅰ		2		演習				4									
	インテリアデザイン演習Ⅱ		2		演習					4								
	ライフデザインコース	地域生活学演習Ⅰ		2		演習		2	2									
		地域生活学演習Ⅱ		2		演習				2	2							
		被服科学		2		講義	2											
被服科学演習			1		演習	2												
服飾デザイン論(アパレル企画を含む。)			2		講義			2										
工芸染色実習			1		実習								4					
フードコーディネート論			2		講義			2										
食品流通・消費論			2		講義			2										
食品・調理学実験			1		実験			4										
食品衛生学			2		講義					2								
社会調査法演習			1		演習					2								
マーケティング論			2		講義			2										
販売管理論			2		講義				2									
流通管理論			2		講義					2								
パーソナルファイナンス			2		講義					2								
リテールマーケティング			2		講義						2							
ファイナンシャルプラン			2		講義						2							
調理技術基礎演習			2		演習			2										
調理技術発展演習			2		演習				2									
プロに学ぶ食育実践演習		2		演習						*	*					年間を通して継続的に行う		
ゼミナール科目	ゼミナールⅠ		1		演習			2										
	ゼミナールⅡ		1		演習				2									
	ゼミナールⅢ		1		演習					2								
	ゼミナールⅣ		1		演習						2							
	キャリア発展ゼミナール		2		演習							*	*				年間を通して継続的に行う	

別表4-1 栄養学科専門教育科目年次配当表

区分	授業科目	科目の種類 及び単位数			授業形態	毎週授業時間数								摘要	
		必修	選択	自由		1年		2年		3年		4年			
						前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
学部 共通 科目	家政学概論	2			講義	2									教職課程関連科目 (教職課程履修者のみ受講可) 教免必修
	人間関係論		2		講義			2							
	統計学	2			講義			2							
	カウンセリング論		2		講義			2							
	フードスペシャリスト論		2		講義						2				
	食品の官能評価・鑑別論	2			講義						2				
	教職概論		2		講義	2									
	教育原論		2		講義		2								
教育心理学		2		講義		2									
専 門 基 礎 分 野	社会・環境と健康														
	栄養情報論実習	1			実習					4					
	公衆衛生学Ⅰ	2			講義					2					
	公衆衛生学Ⅱ	2			講義						2				
	実践疫学	2			講義				2						
	人体の構造と機能及び疾病の成り立ち														
	基礎生化学(基礎化学を含む。)	2			講義	2									
	基礎生化学実験(基礎化学を含む。)	1			実験		4								
	解剖生理学Ⅰ	2			講義		2								
	解剖生理学Ⅱ	2			講義			2							
	解剖生理学実験	1			実験			4							
	生化学Ⅰ	2			講義		2								
	生化学Ⅱ	2			講義			2							
	生化学実験	1			実験				4						
	病態生理学Ⅰ	2			講義				2						
	病態生理学Ⅱ	2			講義						2				
	病態生理学実習	1			実習							4			
	食べ物と健康														
	食品学Ⅰ	2			講義		2								
	食品学Ⅱ	2			講義			2							
食品学実験	1			実験				4							
食品衛生学	2			講義		2									
食品衛生学実験	1			実験				4							
食品加工学	2			講義						2					
食品加工学実習	1			実習							4				
調理学	2			講義	2										
実践調理学実習Ⅰ	1			実習		4									
実践調理学実習Ⅱ	1			実習			4								

別表4-2 栄養学科専門教育科目年次配当表

区分	授業科目	科目の種類及び単位数			授業形態	毎週授業時間数								摘要			
		必修	選択	自由		1年		2年		3年		4年					
						前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期				
専門	基礎栄養学				講義	2											
	基礎栄養学	2			講義	2											
	基礎栄養学実験	1			実験								4				
	応用栄養学																
	応用栄養学Ⅰ	2			講義		2										
	応用栄養学Ⅱ	2			講義			2									
	応用栄養学実習	1			実習				4								
	食事摂取基準論	2			講義		2										
	栄養教育論																
	栄養教育論Ⅰ	2			講義				2								
	栄養教育論Ⅱ	2			講義					2							
	栄養教育論Ⅲ	2			講義						2						
	栄養教育論実習	1			実習							4					
	臨床栄養学																
	臨床栄養学	2			講義						2						
	臨床栄養学実習	1			実習							4					
	臨床栄養学アセスメント論	2			講義								2				
	臨床栄養学アセスメント論実習	1			実習									4			
	臨床栄養学生化学	2			講義				2								
	臨床栄養学病態学	2			講義									2			
	公衆栄養学																
	公衆栄養学Ⅰ	2			講義						2						
	公衆栄養学Ⅱ	2			講義								2				
	公衆栄養学実習	1			実習									4			
給食経営管理論																	
給食管理	2			講義		2											
給食管理実習Ⅰ	1			実習					4								
給食管理実習Ⅱ	1			実習						4							
給食経営論	2			講義							2						
総合演習																	
管理栄養士総合演習A	1			演習								2					
管理栄養士総合演習B	1			演習											2		
管理栄養士総合演習C	1			演習												2	
管理栄養士総合演習D	1			演習										*	*		
管理栄養士総合演習E	1			演習										*	*		
実践総合演習1		1		演習										*	*		
実践総合演習2		1		演習										*	*		
実践総合演習3		1		演習										*	*		
実践総合演習4		1		演習										*	*		
実践総合演習5		1		演習										*	*		
実践総合演習6		1		演習										*	*		
キャリア発展ゼミナール	1			実験・実習										*	*		
臨地実習																	
臨地実習Ⅰ(福祉施設・保健所)	1			実習								*				1週間(45時間)	
臨地実習Ⅱ(小学校)	1			実習								*				1週間(45時間)	
臨地実習Ⅲ(病院)	2			実習										*		2週間(90時間)	
栄養教諭論Ⅰ			2	講義					2								教免必修
栄養教諭論Ⅱ			2	講義						2							教免必修

別表5 自由選択科目年次配当表 (家政学部共通)

区分	授業科目	科目の種類及び単位数			授業形態	毎週授業時間数								摘要			
		必修	選択	自由		1年		2年		3年		4年					
						前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期				
図書館司書課程科目	図書館概論		2		講義	2											
	生涯学習概論		2		講義		2										
	情報資源組織論		2		講義			2									
	情報資源組織演習Ⅰ		1		演習				2								
	情報資源組織演習Ⅱ		1		演習					2							
	情報サービス論		2		講義				2								
	情報サービス演習Ⅰ		1		演習						2						
	情報サービス演習Ⅱ		1		演習							2					
	児童サービス論		2		講義						2						
	図書情報技術論		2		講義			2									
	図書情報資源概論		2		講義			2									
	図書サービス概論		2		講義				2								
	図書制度・経営論		2		講義							2					
	図書サービス特論・図書情報資源特論		2		講義											2	
	図書及び図書館史・図書館基礎特論		2		講義											2	
	図書情報学	学校経営と学校図書館		2		講義						2					
学校図書館メディアの構成			2		講義							2					
情報メディアの活用			2		講義								2				
学習指導と学校図書館			2		講義									2			
読書と豊かな人間性			2		講義										2		
自由選択科目	公務員試験概論		1		演習	(2)	(2)										
	教的処理Ⅰ		1		演習		2										
	社会科学Ⅰ		1		演習		2										
	文章理解		1		演習				2								
	教的処理Ⅱ		1		演習				2								
	教的処理Ⅲ		1		演習					2							
	社会科学Ⅱ		1		演習				2								
	自然科学		1		演習				2								
	人文科学		1		演習					2							
	憲法演習		1		演習				2								
	行政法演習		1		演習					2							
	民法(総則、物権)演習		1		演習					2							
	民法(債権、親族・相続)演習		1		演習						2						
	ミクロ経済学演習		1		演習					2							
	マクロ経済学演習		1		演習						2						
	法律科目演習Ⅰ		1		演習							2					
	法律科目演習Ⅱ		1		演習								2				
	経済科目演習Ⅰ		1		演習								2				
	経済科目演習Ⅱ		1		演習									2			
	行政科目演習Ⅰ		1		演習								2				
	行政科目演習Ⅱ		1		演習									2			
	会計学演習		1		演習								2				
	専門科目記述式演習		1		演習									2			
	公務員試験直前対策Ⅰ(教養)		1		演習								2				
	文章理解演習		1		演習								2				
	人文科学演習		1		演習								2				
	公務員試験直前対策Ⅱ(教養)		1		演習									2			
	社会科学演習		1		演習									2			
	自然科学演習		1		演習									2			
	公務員試験直前対策Ⅰ(SPI)		1		演習								2				
	公務員試験直前対策Ⅱ(SPI)		1		演習									2			
	公務員試験直前対策Ⅲ(教養)		1		演習										2		
公務員試験直前対策Ⅲ(SPI)		1		演習										2			
公務員人物試験対策		1		演習										(2)	(2)		

別表6 教職に関する専門教育科目年次配当表（家政学部共通）

授業科目	科目の種類及び単位数			授業形態	毎週授業時間数								摘 要	
	必修	選択	自由		1年		2年		3年		4年			
					前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
教育行政学			2	講 義					2					生活デザイン学科に開講 高一種は選択 高一種は選択
特別支援教育論			2	講 義				2						
教育方法学(情報通信技術の活用を含む。)			2	講 義			2							
教育課程論(中等)			2	講 義		2								
家庭科教育法Ⅰ			2	講 義	2									
家庭科教育法Ⅱ			2	講 義		2								
家庭科教育法Ⅲ			2	講 義			2							
家庭科教育法Ⅳ			2	講 義				2						
道德教育指導法(中等)			2	講 義				2						
特別活動・総合的な学習の時間指導法			2	講 義			2							
生徒・進路指導(中等)			2	講 義			2							
生徒・教育相談論(中等)			2	講 義				2						
中等教育実習事前事後指導			1	講 義				1	1					
中等教育実習Ⅰ			2	実 習					*				3週間120時間 Ⅱは高一種選択	
中等教育実習Ⅱ			2	実 習					*					
教職実践演習(中等)			2	演 習								2		
教育課程論			2	講 義		2								
道德教育論			2	講 義				2						
特別活動・総合的な学習の時間論			2	講 義			2							
生徒指導論			2	講 義			2							
教育相談論			2	講 義				2					栄養学科に開講	
事前事後指導(栄養教諭)			1	講 義					1					
栄養教育実習			1	実 習				*	*					
教職実践演習(栄養教諭)			2	演 習								2		

別表7 留学生特別科目年次配当表（家政学部共通）

授業科目	科目の種類 及び単位数			授業形態	毎週授業時間数								摘 要	
	必修	選択	自由		1年		2年		3年		4年			
					前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
初級日本語ⅠA		2		演習	(4)	(4)								総合共通科目の 言語・異文化理 解科目に算入
初級日本語ⅡA		2		演習	(4)	(4)								
初級日本語ⅠB		2		演習	(4)	(4)								
初級日本語ⅡB		2		演習	(4)	(4)								
初級日本語ⅠC		2		演習	(4)	(4)								
初級日本語ⅡC		2		演習	(4)	(4)								
初級日本語ⅠD		2		演習	(4)	(4)								
初級日本語ⅡD		2		演習	(4)	(4)								
初級日本語ⅠE		2		演習	(4)	(4)								
初級日本語ⅡE		2		演習	(4)	(4)								
日本語講座Ⅰ		2		講義	2									総合共通科目の 教養教育科目 (文化・芸術領 域)に算入
日本語講座Ⅱ		2		講義		2								
日本事情Ⅰ		2		講義	2									
日本事情Ⅱ		2		講義		2								
比較文化Ⅰ		2		講義			2							
比較文化Ⅱ		2		講義				2						

○九州女子大学人間科学部履修規程

平成13年学園規程第10号

施行：平成13年3月14日

最終改正：令和5年4月1日

第1章 総則

(学則との関係)

第1条 人間科学部（以下「本学部」という。）の授業科目の履修については、学則に定めるもののほか、この履修規程による。

(学科及びコース)

第2条 本学部には次の学科及びコースを置く。

学 科	コ ー ス
児童・幼児教育学科	児童教育コース 幼児教育・保育コース
心理・文化学科	心理学コース 国語・書道教育コース 文化文芸コース

2 各学科のコースへの所属は、別に定める手続きを経て、1年次の後期初めに決定する。

(教職課程、図書館司書課程、学校図書館司書教諭課程及びK-CIP科目)

第3条 教育職員免許状（以下「教員免許状」という。）を得ようとする者は、教職課程履修願を提出し、教職課程履修登録を行わなければならない。

- 2 教職課程の授業科目及びその履修方法については別に定める。
- 3 図書館司書課程の授業科目及びその履修方法については別に定める。
- 4 学校図書館司書教諭課程の授業科目及びその履修方法については別に定める。
- 5 K-CIP科目の授業科目及びその履修方法については別に定める。

第2章 履修

(単位区分と年次配当)

第4条 卒業資格を得るための、単位修得区分及び授業科目の年次配当は、別表1から別表6による。

(授業科目の区分と種類)

第5条 本学部の授業科目は、総合共通科目、専門教育科目、自由選択科目及び留学生特別科目に区分する。

- 2 前項の授業科目は、必修科目、選択科目及び自由科目に分類する。
- 3 必修科目は、卒業までにすべて修得しなければならない。
- 4 選択科目は、卒業資格を得るための最低修得単位数を超えるように修得しなければならない。
- 5 自由科目の修得単位数は、卒業資格を得るための単位数に算入できない。
- 6 自由選択科目（別表5）は、図書館司書課程科目、学校図書館司書教諭課程科目及びK-CIP科目、自学科で単位修得した科目のうち卒業に要する単位数を超える科目、及び自学部他学科もしくは他学部で単位修得した科目とする。
- 7 留学生特別科目（別表6）は、外国人留学生を対象として特別に開講する科目である。留学生が修得した留学生特別科目の単位は、学長の承認により、総合共通科目、専門教育科目と読み替え、または科目区分の単位数に算入することができる。
(授業科目等の公示)

第6条 開講する授業科目、担当教員及び授業時間割等は年度初めに公示する。

(授業の出欠席と公認欠席)

第7条 授業に際しては、出席の確認を行う。

- 2 授業を欠席するとき又はしたときは、欠席届を担当教員に提出しなければならない。
- 3 病気その他の事故のため、欠席が1週間以上にわたるときは、欠席届に医師の診断書を添付し、担当教員に提出しなければならない。
- 4 次の各号に該当するものは、公認欠席（以下「公欠」という。）とする。

(1) 忌引

父母（7日）、祖父母・兄弟姉妹（3日）、叔父叔母・伯父伯母（2日）

(2) 出校停止

学校保健安全法で定められた疾病について定められた期間

(3) 学外実習（遠距離移動日を1日含む）

(4) 交通スト、交通機関の事故

(5) 就職試験、対外試合、発表会

- 5 定期の学外実習を除いて、公欠に際しては、公欠願を提出しなければならない。

(履修制限)

第8条 各年次に履修できる単位数の上限は、次のとおりとする。

学 年	1年次	2年次	3年次	4年次
単位数	48	48	48	48

ただし、成績優秀者等の履修上限については48単位を超えて履修を認めることが

できる。

- 2 前項の履修できる単位数には、自由選択科目及び自由科目は含まない。

(履修申告)

第9条 当該年度に受講を希望する授業科目の履修申告（履修登録）は、所定の期間内に別に定める手続を経て、届け出なければならない。

- 2 履修申告していない授業科目については、受講しても単位を修得することはできない。
- 3 単位を修得した授業科目は、再び受講することはできない。
- 4 履修申告した授業科目の変更は、変更期間内に申告しなければならない。
- 5 履修申告は、授業科目年次配当表に従って行うものとし、上級年次配当の授業科目履修申告は、原則としてこれを認めない。

(授業科目の単位算定の基準)

第10条 各授業科目の単位数は、1単位の履修時間を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを基準とし、授業方法に応じて次のとおり単位数を定める。ただし、1時限（90分）を2時間として計算する。

- (1) 講義については、15時間の授業と30時間の自修をもって1単位とする。
- (2) 演習については、30時間の授業と15時間の自修をもって1単位とする。

ただし、以下の学科の科目については、15時間の授業と30時間の自修をもって1単位とする。

児童・幼児教育学科 「教職実践演習（初等）」「図画工作」「体育」「器楽基礎」「声楽基礎」「国語科指導法」「社会科指導法」「算数科指導法」「理科指導法」「図画工作指導法」「生活科指導法」「家庭科指導法」「体育科指導法」「音楽科指導法」「器楽応用」「児童英語指導法」「保育内容総論」「造形演習」「乳児保育演習」「子どもの食と栄養」「保育内容指導法（健康）」「保育内容指導法（人間関係）」「保育内容指導法（環境）」「保育内容指導法（言葉）」「保育内容指導法（表現）」「障害児保育」「リトミック」「社会的養護演習」「保育実習指導Ⅰ」「保育実習指導Ⅱ」「施設実習指導Ⅰ」「施設実習指導Ⅱ」「幼児理解・相談論」「子育て支援演習」「保育実践演習」「子どもの理解と援助」「子どもの健康と安全」「幼児と健康」「幼児と人間関係」「幼児と環境」「幼児と言葉」「幼児と表現」

心理・文化学科 「心理学統計法Ⅰ」「心理学統計法Ⅱ」「心理的アセスメント」「心理演習」「日本古典文学演習Ⅰ」「日本古典文学演習Ⅱ」「日本近現代文学演習Ⅰ」「日本近現代文学演習Ⅱ」「コース実践演習Ⅰ」「コース実践演習Ⅱ」「コース実践演習Ⅲ」「教職実践演習（中等）」

- (3) 実験・実習については、30時間の授業と15時間の自修をもって1単位とする。
ただし、以下の科目については、45時間の授業をもって1単位とする。

「保育実習Ⅰ」「保育実習Ⅱ」「施設実習Ⅰ」「施設実習Ⅱ」

- (4) 実技については、30時間の授業と15時間の自修をもって1単位とする。
(5) 一つの授業科目について、前各号の規定する授業方法のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、それぞれの授業方法ごとの単位数の算定基準を考慮して定める時間の授業をもって1単位とする。

(受講制限)

第11条 授業科目はその内容、教室の収容定員等により受講人数を制限することがある。

(欠講)

第12条 授業科目の一部については、年度によって開講しないことがある（隔年開講等）。

(履修登録科目の単位の認定)

第13条 履修した科目の単位の認定は、各授業科目担当教員が平素の研究状況、授業期間中の評価及び試験（追試験、再試験を含む。）等を総合的に判断して評価し、合格した者には、その履修科目の所定の単位が与えられる。

- 2 学納金を滞納している者は、単位認定を受けることはできない。
- 3 単位認定された科目は、取り消すことはできない。
- 4 単位認定及び成績評価については、年度末に確定する。原則としてそれ以降の変更は行わないものとする。

(成績の評価)

第14条 履修科目の単位認定における成績の評価は、秀、優、良、可、不可とし、秀、優、良、可を合格とし、不可を不合格とする。ただし、「キャリア基礎演習Ⅰ」「キャリア基礎演習Ⅱ」「キャリア基礎演習Ⅲ」の成績は、認定あるいは不可で評価を表わす。

- 2 前項の評価は次の基準による。

- (1) 秀 100点～90点
- (2) 優 89点～80点
- (3) 良 79点～70点
- (4) 可 69点～60点
- (5) 不可 59点以下

(試験)

第15条 試験は授業期間中の試験、追試験、再試験とする。

- 2 授業科目担当教員の判断により、学期内に小試験、臨時試験を行うことができる。
- 3 課題レポート、口頭発表、制作作品等をもって試験に替えることができる。

(受験資格)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、全部又は当該科目について、受験することができない。

- (1) 試験を受けようとする授業科目をその年度において履修登録をしていない者
- (2) 既に修得した授業科目を再び受験しようとする者（当該科目）
- (3) 授業料その他学納金を滞納している者（全科目）ただし、納入延期を認められた者は、仮に受験を認める。
- (4) 授業科目の受講回数が開講回数の3分の2に満たない者（当該科目）
- (5) 受験中に学生証又は仮学生証を持参していない者（当該科目）
- (6) 試験開始後20分以上遅刻した者（当該科目）
- (7) 追・再試験に際して、追再試受験料納付書の領収書を持参していない者あるいはレポートの場合に領収書のコピーを添付していない者（当該科目）

(受験上の注意)

第17条 試験場においては、次の諸注意に従わなければならない。

- (1) 試験場には、学生証又は仮学生証を携行しなければならない。
- (2) 試験中、監督の指示に従わなければならない。
- (3) 答案用紙は、たとえその試験を放棄する場合でも必ず提出しなければならない。
- (4) その他、受験上の注意事項は、別に定める。

(試験の不正行為)

第18条 試験において不正行為があった者は、当該期の全科目の単位を無効とする。

- 2 特に悪質であった者に対しては、学則第50条により処分する。

(追試験)

第19条 授業期間中の試験の公欠（以下「特別公欠」という。）及び病気その他やむを得ない理由により、試験を受けることができなかった者が、その旨願出た場合は、当該科目の追試験をおこなう。

- 2 追試験を受けようとする者は、その理由を証明する診断書又は適当な書類を添付した追試受験料納付書に追試験料を添えて提出しなければならない。
- 3 追試験料については、別に定める。ただし、特別公欠者の追試験料は免除する。
- 4 追試験は、期日を定めて1回限りおこなう。

- 5 追試受験料納付書の領収書は受験の際に提示すること。また、レポートの場合は、領収書のコピーを添付して提出すること。
- 6 追試験の評価は次のとおりとする。
 - (1) 特別公欠者の評価点は、試験の得点の100%とする。
 - (2) 病欠者等の評価点は、試験の得点の80%とする。(再試験)

第20条 授業期間中の評価で不合格の授業科目があった者及び追試験の受験要件に該当しない理由で受験しなかった者については、担当教員の判断により、当該科目の再試験をおこなう場合がある。

- 2 再試験の実施の有無については、シラバス及び授業中の担当教員からの指示による。
- 3 再試験を受けようとする者は、再試受験料納付書に再試験料を添えて提出しなければならない。
- 4 再試験料については、別に定める。
- 5 再試験は、期日を定めて1回限りおこなう。
- 6 再試受験料納付書の領収書は受験の際に提示すること。また、レポートの場合は、領収書のコピーを添付して提出すること。
- 7 再試験の評価は試験の得点の80%とし、評価点は最高60点とする。
(他の学部又は本学部他学科の授業科目の履修)

第21条 他の学部の授業科目を履修しようとする者は、あらかじめ学部長に申し出て、授業科目担当教員の承認及び学長の許可を必要とする。

- 2 学生の所属する学科以外の本学部他学科又は他学部が開設する専門教育科目のうち、共通開設科目以外の授業科目は別に定める手続きを経て、他の自由選択科目の修得単位数と合わせて18単位まで自由選択科目として卒業要件修得単位数に算入することができる。
- 3 前項の単位数を超えて修得した授業科目の単位は、卒業要件単位には算入しない。
(他の大学、短期大学又は大学以外の教育施設等における学生の履修)

第22条 他の大学、短期大学又は高等専門学校の特攻科における授業科目の履修は、当該学生の所属する学科において教育上有益と認めるときに限り、学長がこれを許可する。

- 2 前項により与えることができる単位数は、60単位を超えないものとする。
(再履修)

第23条 単位を修得できなかった授業科目については、再履修することができる。

- 2 再履修を希望する授業科目については、第9条に定める履修申告をしなければならない。

第3章 進級・卒業見込み及び卒業研究

(学年の進級)

第24条 進級の時期は学年の初めとする。

- 2 2年次から3年次への進級は、学生と教員の面談に基づいて教育運営委員会において審議し、学長が決定する。

(卒業見込証明書)

第25条 卒業見込証明書は、前年度末までに自由科目を除く総修得単位数が90単位以上の者に交付することができる。

(卒業研究)

第26条 本学部学生は、卒業研究（「キャリア発展ゼミナール」）を履修しなければならない。

- 2 卒業研究の取扱いについては別に定める。

第4章 聴講生・特別聴講学生

(聴講生)

第27条 本学部の授業科目の聴講を希望する者に対しては、学長が許可する。

- 2 聴講を許可できる授業科目は、原則として演習科目及び受講生数制限科目以外の全ての科目とする。

(出願の時期及び手続)

第28条 聴講生として志願する者は、別に定める所定の期日までに所定の願書を提出しなければならない。

(聴講の許可)

第29条 聴講生は、教育研究に支障がない場合に限り、学長が聴講を許可する。

(聴講期間)

第30条 聴講生の聴講期間は1年以内とする。

(登録料及び聴講料)

第31条 登録料及び聴講料は、学則第63条に定めるところによる。

(聴講科目の制限)

第32条 聴講できない授業科目については別に定める。

(聴講生の心得)

第33条 聴講生は、学内諸規程を守らなければならない。

- 2 聴講生として不適当であると認められたときは、聴講許可を取り消すことがある。

(特別聴講学生)

第34条 特別聴講学生については、別に定める。

第5章 科目等履修生

(科目等履修生)

第35条 学則第55条により授業科目の履修を希望する者に対しては、学長が履修を許可する。

2 履修を許可できる授業科目は、原則として演習科目及び受講生数制限科目以外の全ての科目とする。

3 科目等履修生で、登録科目の試験等に合格した者には所定の単位を与える。

4 単位を修得した授業科目については単位修得証明書を交付することができる。

(科目等履修生の履修資格)

第36条 科目等履修生として本学部の授業科目履修を許可される者は、学則第18条に定める資格を有する者及び大学において科目等履修生として適当であると認められた者とする。

(出願の時期及び手続)

第37条 科目等履修生として志願する者は、別に定める所定の期日までに所定の願書を提出しなければならない。

(科目等履修生の期間)

第38条 科目等履修生の期間は、許可された授業科目の授業が終了する学期末までとする。ただし、引き続き履修を希望する場合は、学長が許可し、その期間を更新することができる。

(科目等履修生の許可)

第39条 科目等履修生は、教育研究に支障がない場合に限り、学長が履修を許可する。

(登録料及び履修料)

第40条 科目等履修生として本学部の授業科目の履修を許可された者の登録料及び履修料は、学則第63条に定めるところによる。

(履修科目の制限)

第41条 科目等履修生は、教職課程の教育実習は履修できない。(ただし本学及び九州女子短期大学卒業生は除く。)

(単位認定)

第42条 科目等履修生でその受講した授業科目の試験に合格した者には、所定の単位を認定する。

- 2 科目等履修生で本学又は他の大学で単位を修得した者が、本学部の正規の課程に入学した場合、学長が本学部の単位として算入することを認めることができる。

(科目等履修生の心得)

第43条 科目等履修生は、学内諸規程を守らなければならない。

- 2 科目等履修生として不適当であると認められたときは、履修許可を取り消すことがある。

第6章 学士入学、編入学、転入学、再入学、転部、転科及び転コース

(学士入学者、編入学者、転入学者、再入学者及び転部・転科の単位認定)

第44条 学則第21条、第22条、第23条及び第25条の規定により、学士入学、編入学、転入学及び転部・転科を許可された学生の単位認定は、本学部、学科における授業科目及びその単位数に相当すると認められる場合の単位を認定する。

(入学前の既修得単位等の認定)

第45条 新たに1年次に入学を許可された者で、学則第37条に該当する者は、60単位を超えない範囲で、本学で履修したものとみなし、単位を認定する。

- 2 既修得単位の認定を希望する者は、別に定める所定の期日までに、必要な書類を提出しなければならない。

(転部・転科・コース変更)

第46条 転部・転科を希望する者は、理由を付した願書を所属する学科長を通して学部長に提出しなければならない。

- 2 前項で受け入れる学科は、別に定める方法で選考を行い、学長がこれを許可する。
- 3 転部・転科ができるのは、2年次又は3年次の学年始めとし、受け入れ学科に欠員がある場合に限る。
- 4 一度転部・転科した学生は再度転部・転科はできない。
- 5 転部・転科についての出願の期間は毎年2月末日までとする。
- 6 1年次の後期に所属を決定した本学部学科のコースの変更は、学長が各年次の初めに認めることがある。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 転科者への適用は、平成14年度以降とする。
- 3 学士入学者及び編入学者への適用は平成15年度以降とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程は、平成13年度入学生から適用する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 転科者への適用は平成18年度以降とする。
- 3 学士入学者及び編入学者への適用は平成19年度以降とする。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行し、平成19年度入学生より適用する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。ただし、海外留学先の大学等の教育施設で修得した単位の認定は、第26条の規定にかかわらず、平成21年度以前の入学者について従前の例による。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度入学生より適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
(授業科目等、卒業資格に関する経過措置)
- 2 第3条、第4条、第7条及び第34条の規定にかかわらず、平成30年度以前の入学者については、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
(授業科目等に関する経過措置)
- 2 第3条及び第7条の規定にかかわらず、平成31年度以前の入学者については、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の規程は、令和3年度入学者（学士入学者、編入学者で令和3年4月1日以降に旧規定が適用される学年次に入学した者を除く。）から適用し、同年度前の在学者については、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の規程は、令和4年度入学者（学士入学者、編入学者で令和4年4月1日以降に旧規定が適用される学年次に入学した者を除く。）から適用し、同年度前の在学者については、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の規程は、令和5年度入学者（学士入学者、編入学者で令和5年4月1日以降に旧規定が適用される学年次に入学した者を除く。）から適用し、同年度前の在学者については、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の規程は、令和5年度入学者（学士入学者、編入学者で令和5年4月1日以降に旧規定が適用される学年次に入学した者を除く。）から適用し、同年度前の在学者については、従前の例による。

別表1 卒業に要する単位の修得区分

児童・幼児教育学科	
総合共通科目	30 単位
必修科目	13 単位
選択科目	17 単位
専門教育科目	76 単位
学部共通科目	2 単位以上
学科共通科目	19 単位以上
コース科目	20 単位以上
ゼミナール科目	6 単位
自由選択科目	18 単位
合 計	124 単位
<p>総合共通科目 次の各区分ごとに所定の単位を履修し、合計30単位以上を修得すること。 (必修を含む。)</p> <p> 教養教育科目（文化・芸術領域） 2 単位以上 教養教育科目（歴史・社会領域） 2 単位以上 教養教育科目（人間・環境領域） 2 単位以上 言語・異文化理解科目 8 単位以上 情報教育科目 2 単位以上 キャリア教育科目 5 単位以上</p> <p>専門教育科目 学科共通科目19単位以上には、初等教育領域から12単位以上を修得すること。</p> <p>自由選択科目 自由選択科目18単位には、次の(1)から(5)の科目を履修し修得した単位のうち、合計18単位を限度とする単位数を充てる。 (1)図書館司書課程科目 (2)学校図書館司書課程科目 (3)K-CIP科目 (4)自学科で単位修得した科目のうち、卒業に要する単位数を超える科目 (5)自学部他学科もしくは他学部で単位修得した科目</p>	
心理・文化学科	
総合共通科目	30 単位
必修科目	12 単位
選択科目	18 単位
専門教育科目	76 単位
学部共通科目	2 単位以上
コース科目	20 単位以上
ゼミナール科目	6 単位
自由選択科目	18 単位
合 計	124 単位
<p>総合共通科目 次の各区分ごとに所定の単位を履修し、合計30単位以上を修得すること。 (必修を含む。)</p> <p> 教養教育科目（文化・芸術領域） 2 単位以上 教養教育科目（歴史・社会領域） 2 単位以上 教養教育科目（人間・環境領域） 2 単位以上 言語・異文化理解科目 8 単位以上 情報教育科目 2 単位以上 キャリア教育科目 4 単位以上</p> <p>自由選択科目 自由選択科目18単位には、次の(1)から(5)の科目を履修し修得した単位のうち、合計18単位を限度とする単位数を充てる。 (1)図書館司書課程科目 (2)学校図書館司書課程科目 (3)K-CIP科目 (4)自学科で単位修得した科目のうち、卒業に要する単位数を超える科目 (5)自学部他学科もしくは他学部で単位修得した科目</p>	

別表2 総合共通科目年次配当表 (人間科学部共通)

区分	授業科目	科目の種類 及び単位数			授業形態	毎週授業時間数								摘 要	
		必修	選択	自由		1年		2年		3年		4年			
						前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
教養教育科目	文化・芸術領域	ことばと日本文化	2		講義	(2)	(2)	(2)	(2)						※()はいずれかの時期で履修(以下同様)
		ことばと異文化	2		講義	(2)	(2)	(2)	(2)						
		情報文化論	2		講義	(2)	(2)	(2)	(2)						
		スポーツの文化	2		講義	(2)	(2)	(2)	(2)						
	歴史・社会領域	歴史と国際情勢	2		講義	(2)	(2)	(2)	(2)						教免必修
		現代国家と法(日本国憲法)	2		講義	(2)	(2)	(2)	(2)						
		暮らしと経済	2		講義	(2)	(2)	(2)	(2)						教免必修
	人間・環境領域	人権・同和教育	2		講義	(2)	(2)	(2)	(2)						
	人間・環境領域	人間と哲学	2		講義	(2)	(2)	(2)	(2)						
		生命と地球	2		講義	(2)	(2)	(2)	(2)						
		心の科学	2		講義	(2)	(2)	(2)	(2)						
		共生社会を生きる	2		講義	(2)	(2)	(2)	(2)						
言語・異文化理解科目	日本語表現法Ⅰ	1		演習	(2)	(2)									
	日本語表現法Ⅱ	1		演習			(2)	(2)							
	伝わる文章力	1		演習			(2)	(2)							
	英語Ⅰ	1		演習	2										
	英語Ⅱ	1		演習		2									
	英語コミュニケーションⅠ	1		演習			2								
	英語コミュニケーションⅡ	1		演習				2							
	TOEIC入門	1		演習	(2)	(2)									
	フランス語Ⅰ	1		演習	(2)		(2)								
	フランス語Ⅱ	1		演習		(2)		(2)							
	中国語Ⅰ	1		演習	(2)		(2)								
	中国語Ⅱ	1		演習		(2)		(2)							
	韓国語Ⅰ	1		演習	(2)		(2)								
韓国語Ⅱ	1		演習		(2)		(2)								
イングリッシュワークショップ	1		演習	(2)	(2)	(2)	(2)								
海外研修	2		実習	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	年間を通して適切な時期に行う	
情報教育科目	情報処理演習Ⅰ	1		演習	2										
	情報処理演習Ⅱ	1		演習		2									
	情報処理演習Ⅲ	1		演習			2								
	情報処理演習Ⅳ	1		演習				2							
	情報科学概論	2		講義	2										
	データサイエンス	2		講義		2									
	アルゴリズムとプログラミング	2		講義			2								
	ICT活用法	2		講義				2							
情報処理技術	2		講義					2							
育健康目教	スポーツ	1		実技	(2)	(2)								教免必修	
	健康の科学	2		講義	(2)	(2)								教免必修	

別表2 総合共通科目年次配当表（人間科学部共通）

区分	授業科目	科目の種類 及び単位数			授業形態	毎週授業時間数								摘要	
						1年		2年		3年		4年			
						前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
キャリア教育科目 キャリア開発領域	キャリア基礎演習Ⅰ	1			演習	*	*								年間を通して適切な時期 を行う
	キャリア基礎演習Ⅱ	1			演習			*	*						
	キャリア基礎演習Ⅲ	1			演習					*	*				
	キャリアデザインⅠ	1			演習	2									
	キャリアデザインⅡ		1		演習					2					
	キャリアデザインⅢ		1		演習						2				
	インターンシップⅠ		2		実習	*	*	*	*	*	*	*	*	*	年間を通して適切な時期 を行う
	インターンシップⅡ		2		実習	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
		スキルアップ講座B		1		演習			2						心理・文化学科に開講 心理・文化学科に開講 児童・幼児教育学科に開講 児童・幼児教育学科に開講 児童・幼児教育学科に開講 児童・幼児教育学科に開講 児童・幼児教育学科に開講 児童・幼児教育学科に開講 児童・幼児教育学科に開講 児童・幼児教育学科に開講
		スキルアップ講座C		1		演習				2					
		スキルアップ講座D		1		演習					2				
		スキルアップ講座E		1		演習						2			
		スキルアップ講座F		1		演習				2					
		スキルアップ講座G		1		演習					2				
	スキルアップ講座H		1		演習						2				
	スキルアップ講座I		1		演習							2			
	スキルアップ講座J	1			演習		2								
	スキルアップ講座O		1		演習		2								
	スキルアップ講座R		1		演習					(2)		(2)			
	スキルアップ講座S		1		演習						(2)		(2)		

別表3 児童・幼児教育学科 専門教育科目年次配当表(1)

区分	授業科目	科目の種類及び単位数			授業形態	毎週授業時間数								摘要			
						1年		2年		3年		4年					
						前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期				
学部 共通 科目	人間科学概論	2			講義	2											
	心理学概論	2			講義	2											
	発達心理学	2			講義	2											
	学習・言語心理学	2			講義		2										
	コミュニケーション概論	2			講義			2									
	社会調査法	2			講義			2									
	教育・学校心理学	2			講義			2									
学科 共通 科目	初等教育領域																
	特別支援教育の理解(障害児支援教育)	2			講義	2											
	教職概論	2			講義	2											
	教育原論	2			講義		2										
	教育心理学	2			講義		2										
	教育制度論	2			講義				2								
	特別支援教育論	2			講義				2								
	教育方法・技術論(情報通信技術の活用を含む。)	2			講義			2									
	教育課程論(初等)	2			講義			2									
	初等教育実習事前事後指導	1			講義					*	*	*	*				
	初等教育実習Ⅰ	4			実習						*						
	初等教育実習Ⅱ	2			実習						*						
	初等教育実習Ⅲ	2			実習							*					
	教職実践演習(初等)	2			演習											2	
	特別支援教育領域																
	障害者教育総論Ⅰ	2			講義	2											
	障害者教育総論Ⅱ	2			講義		2										
	病弱教育	2			講義			2									
	知的障害者の心理・生理・病理	2			講義			2									
	知的障害者教育	2			講義				2								
	肢体不自由者の心理・生理・病理	2			講義			2									
	肢体不自由者教育	2			講義				2								
	肢体不自由者指導法	2			講義					2							
	発達障害教育総論	2			講義					2							
	病弱者の心理・生理・病理	2			講義			2									
	障害者の病理・保健	2			講義					2							
	知的障害者指導法	2			講義					2							
	視覚障害教育総論	2			講義						2						
	聴覚障害教育総論	2			講義						2						
	重複障害教育総論	2			講義						2						
	特別支援学校教育実習事前事後指導	1			講義								*	*			
	特別支援学校教育実習	2			実習								*	*			

別表3 児童・幼児教育学科 専門教育科目年次配当表(2)

区分	授業科目	科目の種類及び単位数			授業形態	毎週授業時間数								摘要				
						1年		2年		3年		4年						
						前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期					
児童教育コース	国語科教育概論(書写を含む。)	2			講義	2												
	算数科教育概論	2			講義	2												
	生活科教育概論	2			講義			2										
	社会科教育概論	2			講義	2												
	図画工作	2			演習	2												
	理科教育概論	2			講義		2											
	家庭科教育概論	2			講義			2										
	体育	2			演習			2										
	器楽基礎	2			演習		2											
	声楽基礎	2			演習			2										
	国語科指導法	2			演習		2											
	社会科指導法	2			演習		2											
	算数科指導法	2			演習		2											
	理科指導法	2			演習			2										
	図画工作指導法	2			演習		2											
	生活科指導法	2			演習				2									
	家庭科指導法	2			演習				2									
	体育科指導法	2			演習				2									
	音楽科指導法	2			演習				2									
	器楽応用	2			演習					2								
	児童英語概論	2			講義			2										
	児童英語指導法	2			演習				2									
	道徳教育指導法(初等)	2			講義				2									
	総合的な学習の時間指導法	2			講義			2										
	特別活動指導法(初等)	2			講義			2										
	生徒・進路指導(初等)	2			講義				2									
	生徒・教育相談(初等)	2			講義				2									
	コース科目	保育者論	2			講義	2											
		保育原理Ⅰ	2			講義	2											
		保育原理Ⅱ	2			講義		2										
子どもの家庭福祉Ⅰ		2			講義	2												
子どもの家庭福祉Ⅱ		2			講義		2											
子ども保健学Ⅰ		2			講義	2												
子ども保健学Ⅱ		2			講義		2											
社会的養護		2			講義		2											
社会福祉原論		2			講義	2												
乳幼児心理学		2			講義					2								
保育内容総論		2			演習	2												
造形演習		2			演習								2					
教育課程・保育計画総論		2			講義			2										
子どもの家庭支援の心理学		2			講義	2												
乳児保育演習		2			演習			2										
子どもの食と栄養		2			演習				2									
保育内容指導法(健康)		2			演習			2										
保育内容指導法(人間関係)		2			演習			2										
保育内容指導法(環境)		2			演習			2										
保育内容指導法(言葉)		2			演習			2										
保育内容指導法(表現)		2			演習			2										
子ども家庭支援論		2			講義							2						
障害児保育		2			演習							2						
リトミック		2			演習					2								
社会的養護演習		2			演習			2										
保育実習指導Ⅰ		2			演習				*	*								
保育実習指導Ⅱ		2			演習						*	*						
施設実習指導Ⅰ		2			演習						*	*						
施設実習指導Ⅱ	2			演習								*	*					
保育実習Ⅰ	2			実習				*	*									
保育実習Ⅱ	2			実習						*	*							
施設実習Ⅰ	2			実習						*	*							
施設実習Ⅱ	2			実習								*	*					

別表3 児童・幼児教育学科 専門教育科目年次配当表(3)

区分	授業科目	科目の種類及び単位数			授業形態	毎週授業時間数								摘要		
						1年		2年		3年		4年				
						前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期			
コース科目 幼児教育・保育コース	幼児理解・相談論		2		演習					2						
	子育て支援演習		2		演習								2			
	保育実践演習		2		演習									2		
	子どもの理解と援助		2		演習			2								
	乳児保育論		2		講義			2								
	子どもの健康と安全		2		演習			2								
	幼児と健康		2		演習			2								
	幼児と人間関係		2		演習		2									
	幼児と環境		2		演習			2								
	幼児と言葉		2		演習		2									
幼児と表現		2		演習			2									
ゼミナール科目	ゼミナールⅠ	1			演習			2								
	ゼミナールⅡ	1			演習				2							
	ゼミナールⅢ	1			演習					2						
	ゼミナールⅣ	1			演習						2					
	キャリア発展ゼミナール	2			演習								*	*	年間を通して適切な時期に行う	

別表4 心理・文化学科 専門教育科目年次配当表(1)

区分	授業科目	科目の種類 及び単位数			授業形態	毎週授業時間数								摘要		
		必修	選択	自由		1年		2年		3年		4年				
						前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期			
学部 共通 科目	人間科学概論	2			講義	2										
	心理学概論	2			講義	2										
	発達心理学	2			講義	2										
	学習・言語心理学	2			講義		2									
	コミュニケーション概論	2			講義			2								
	社会調査法	2			講義			2								
	教育・学校心理学	2			講義				2							
コース 科目	社会・集団・家族心理学Ⅰ(社会・集団心理学)	2			講義		2									
	健康・医療心理学	2			講義		2									
	知覚・認知心理学Ⅰ(知覚心理学)	2			講義	2										
	臨床心理学概論	2			講義		2									
	知覚・認知心理学Ⅱ(認知心理学)	2			講義			2								
	心理学研究法	2			講義			2								
	心理学的支援法	2			講義				2							
	心理学統計法Ⅰ	2			演習			2								
	心理学統計法Ⅱ	2			演習				2							
	心理学実験Ⅰ	2			実験				2							
	心理学実験Ⅱ	2			実験					2						
	心理的アセスメント	2			演習			2								
	神経・生理心理学	2			講義					2						
	社会・集団・家族心理学Ⅱ(家族心理学)	2			講義						2					
	心理演習	2			演習						2					
	精神疾患とその治療	2			講義			2								
	障害者・障害児心理学	2			講義				2							
	人体の構造と機能及び疾病	2			講義							2				
	感情・人格心理学	2			講義		2									
	福祉心理学	2			講義					2						
	産業・組織心理学	2			講義						2					
	司法・犯罪心理学	2			講義							2				
	公認心理師の職責	2			講義								2			
関係行政論	2			講義									2			
心理実習	2			実習				*	*	*	*	*	*	*	*	

別表4 心理・文化学科 専門教育科目年次配当表(2)

区分	授業科目	科目の種類及び単位数			授業形態	毎週授業時間数								摘要																									
		必修	選択	自由		1年		2年		3年		4年																											
						前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期																										
国語・書道教育コース コース科目	日本語学概論 (音声言語を含む。)	2			講義	2																																	
	日本古典文学史	2			講義	2																																	
	楷書法Ⅰ	1			実技	2																																	
	楷書法Ⅱ	1			実技			2																															
	行草書法Ⅰ	1			実技		2																																
	行草書法Ⅱ	1			実技				2																														
	日本語文法	2			講義			2																															
	日本近現代文学史	2			講義		2																																
	書写書道Ⅰ	1			実技			2																															
	書写書道Ⅱ	1			実技				2																														
	日本語史概論	2			講義		2																																
	日本古典文学	2			講義			2																															
	日本古典文学演習Ⅰ	2			演習				2																														
	日本古典文学演習Ⅱ	2			演習					2																													
	漢文学Ⅰ	2			講義						2																												
	漢文学Ⅱ	2			講義							2																											
	中国書道史	2			講義							2																											
	日本書道史	2			講義								2																										
	書論	2			講義								2																										
	鑑賞	2			講義								2																										
	篆隸書法Ⅰ	1			実技								2																										
	篆隸書法Ⅱ	1			実技									2																									
	仮名書法Ⅰ	1			実技									2																									
	仮名書法Ⅱ	1			実技										2																								
	漢字仮名交じり書法Ⅰ	1			実技									2																									
	漢字仮名交じり書法Ⅱ	1			実技											2																							
	教職概論 ※	2			講義		2																																
	教育原論 ※	2			講義			2																															
	教育心理学 ※	2			講義			2																															
	生徒・教育相談論 (中等) ※	2			講義							2																											
	日本語学演習Ⅰ	2			演習							2																											
	日本語学演習Ⅱ	2			演習								2																										
	日本近現代文学演習Ⅰ	2			演習						2																												
日本近現代文学演習Ⅱ	2			演習							2																												
国語科教材分析	2			講義						2																													
コース実践演習Ⅰ	2			演習									2																										
コース実践演習Ⅱ	2			演習										2																									
コース実践演習Ⅲ	2			演習											2																								
文化文芸コース	文化文芸概論	2			講義	2																																	
	日本文学概論	2			講義		2																																
	日本近現代文学	2			講義			2																															
	日本語の歴史	2			講義			2																															
	日本語の古典	2			講義				2																														
	文章表現	2			講義					2																													
	ビジュアル文化論	2			講義								2																										
	メディアと現代文化	2			講義			2																															
	生活の中の書	2			講義		2																																
	デジタル書道	2			講義				2																														
	書文化研究	2			講義									2																									
	水墨画演習	1			演習										2																								
	文化文芸インターンシップ	1			実習											*	*	*	*	*	*																		
	商品プランナー実務論	2			講義													2																					

別表4 心理・文化学科 専門教育科目年次配当表(3)

区分	授業科目	科目の種類 及び単位数			授業形態	毎週授業時間数								摘 要	
		必修	選択	自由		1年		2年		3年		4年			
						前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
ゼミナール科目	ゼミナールⅠ	1			演習			2							年間を通して適切な時期に行う
	ゼミナールⅡ	1			演習			2							
	ゼミナールⅢ	1			演習				2						
	ゼミナールⅣ	1			演習					2					
	キャリア発展ゼミナール	2			演習							*	*		
教職に関する専門教育科目	教育行政学			2	講義					2					※この区分科目は教職免許状取得希望者のみ履修可能。 ※この区分科目は卒業要件単位には含まれない。
	特別支援教育論			2	講義					2					
	教育課程論(中等)			2	講義			2							
	国語科教育法Ⅰ			2	講義		2								
	国語科教育法Ⅱ			2	講義			2							
	国語科教育法Ⅲ			2	講義				2						
	国語科教育法Ⅳ			2	講義					2					
	書道科教育法Ⅰ			2	講義				2						
	書道科教育法Ⅱ			2	講義						2				
	道徳教育指導法(中等)			2	講義						2				
	特別活動・総合的な学習の時間指導法			2	講義				2						
	教育方法学(情報通信技術の活用を含む。)			2	講義					2					
	生徒・進路指導(中等)			2	講義					2					
	中等教育実習事前事後指導			1	講義						*	*			
	中等教育実習Ⅰ			2	実習							*			
中等教育実習Ⅱ			2	実習							*				
教職実践演習(中等)			2	演習									2		

別表5 自由選択科目年次配当表（人間科学部共通）

区分	授業科目	科目の種類及び単位数			授業形態	毎週授業時間数								摘要			
						1年		2年		3年		4年					
						前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期				
図書館司書課程科目	図書館概論		2		講義	2											
	生涯学習概論		2		講義		2										
	情報資源組織論		2		講義			2									
	情報資源組織演習Ⅰ		1		演習				2								
	情報資源組織演習Ⅱ		1		演習					2							
	情報サービス論		2		講義				2								
	情報サービス演習Ⅰ		1		演習					2							
	情報サービス演習Ⅱ		1		演習						2						
	児童サービス論		2		講義					2							
	図書館情報技術論		2		講義			2									
	図書館情報資源概論		2		講義		2										
	図書館サービス概論		2		講義			2									
	図書館制度・経営論		2		講義						2						
	図書館サービス特論・図書館情報資源特論		2		講義										2		
	図書及び図書館史・図書館基礎特論		2		講義											2	
自由選択科目	学校経営と学校図書館		2		講義					2							※基礎資格として、教育職員免許状を取得すること。
	学校図書館メディアの構成		2		講義						2						
	情報メディアの活用		2		講義								2				
	学習指導と学校図書館		2		講義										2		
	読書と豊かな人間性		2		講義											2	
K I C I P 科目	公務員試験概論		1		演習	(2)	(2)										
	数的処理Ⅰ		1		演習		2										
	社会科学Ⅰ		1		演習		2										
	文章理解		1		演習				2								
	数的処理Ⅱ		1		演習			2									
	数的処理Ⅲ		1		演習				2								
	社会科学Ⅱ		1		演習			2									
	自然科学		1		演習			2									
	人文科学		1		演習				2								
	憲法演習		1		演習				2								
	行政法演習		1		演習					2							
	民法（総則、物権）演習		1		演習					2							
	民法（債権、親族・相続）演習		1		演習						2						
	ミクロ経済学演習		1		演習					2							
	マクロ経済学演習		1		演習						2						
	法律科目演習Ⅰ		1		演習							2					
	法律科目演習Ⅱ		1		演習								2				
	経済科目演習Ⅰ		1		演習									2			
	経済科目演習Ⅱ		1		演習										2		
	行政科目演習Ⅰ		1		演習											2	
	行政科目演習Ⅱ		1		演習												2
	会計学演習		1		演習												2
	専門科目記述式演習		1		演習												2
	公務員試験直前対策Ⅰ（教養）		1		演習												2
	文章理解演習		1		演習												2
	人文科学演習		1		演習												2
	公務員試験直前対策Ⅱ（教養）		1		演習												2
	社会科学演習		1		演習												2
	自然科学演習		1		演習												2
	公務員試験直前対策Ⅰ（SPI）		1		演習												2
	公務員試験直前対策Ⅱ（SPI）		1		演習												2
	公務員試験直前対策Ⅲ（教養）		1		演習												2
公務員試験直前対策Ⅲ（SPI）		1		演習												2	
公務員人物試験対策		1		演習											(2)	(2)	

※ 他学部履修で自由選択科目とする科目は別途指示する。

別表6 留学生特別科目年次配当表（人間科学部共通）

授業科目	科目の種類及び単位数			授業形態	毎週授業時間数								摘 要
	必修	選択	自由		1年		2年		3年		4年		
					前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
初級日本語ⅠA		2		演習	(4)	(4)							※この区分科目は留学生のみ履修可能。
初級日本語ⅡA		2		演習	(4)	(4)							
初級日本語ⅠB		2		演習	(4)	(4)							
初級日本語ⅡB		2		演習	(4)	(4)							
初級日本語ⅠC		2		演習	(4)	(4)							
初級日本語ⅡC		2		演習	(4)	(4)							
初級日本語ⅠD		2		演習	(4)	(4)							
初級日本語ⅡD		2		演習	(4)	(4)							
初級日本語ⅠE		2		演習	(4)	(4)							
初級日本語ⅡE		2		演習	(4)	(4)							
日本語講座Ⅰ		2		講義	2								
日本語講座Ⅱ		2		講義		2							
日本事情Ⅰ		2		講義	2								
日本事情Ⅱ		2		講義		2							
比較文化Ⅰ		2		講義			2						
比較文化Ⅱ		2		講義				2					

○九州女子大学教職課程履修規程

平成9年学園規程第2号

施行：平成9年4月1日

最終改正：令和5年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、九州女子大学学則第38条の規定に基づき、教職課程の履修について定める。

(免許状の取得)

第2条 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条別表第1に定めるところにより、幼稚園教諭一種免許状、小学校教諭一種免許状、高等学校教諭一種免許状（家庭・国語・書道）及び中学校教諭一種免許状（家庭・国語）を得ようとする者は、本規程第3条及び第4条に定める「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」、「教科及び教職に関する科目」を履修し、その単位を修得しなければならない。

2 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条別表第2の2に定めるところにより、栄養教諭一種免許状を得ようとする者は、本規程第3条及び第5条に定める「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」、「栄養に係る教育に関する科目及び教職に関する科目」を履修し、その単位を修得しなければならない。

3 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条別表第1に定めるところにより、特別支援学校教諭一種免許状を得ようとする者は、小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状のいずれかを取得した上で、本規程第6条の単位を履修し、その単位を修得しなければならない。

4 小学校教諭一種免許状及び中学校教諭一種免許状を得ようとする者は、前項に定めるもののほか、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成9年法律第90号）第2条の定めるところにより、介護等の体験を行わなければならない。

(日本国憲法、体育、外国語コミュニケーション、並びに、数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作)

第3条 「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」及び「数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」の履修方法について

は、別表1（教育職員免許法施行規則第66条の6関係）に定めるとおりの単位を修得しなければならない。

（教科及び教職に関する科目）

第4条 教科及び教職に関する科目は、教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第2条、第3条、第4条及び第5条の規定により、次のとおりとし、履修方法については、別表2～8に定めるとおりの単位を修得しなければならない。

（1）幼稚園教諭一種免許状の場合

ア 領域及び保育内容の指導法に関する科目（16単位以上修得）

- ① 領域に関する専門的事項
- ② 保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）

イ 教育の基礎的理解に関する科目（10単位以上修得）

- ① 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想
- ② 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）
- ③ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）
- ④ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程
- ⑤ 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解
- ⑥ 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）

ウ 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（4単位以上修得）

- ① 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）
- ② 幼児理解の理論及び方法
- ③ 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法

エ 教育実践に関する科目（7単位以上修得）

- ① 教育実習（5単位以上修得）
- ② 教職実践演習（2単位以上修得）

オ 大学が独自に設定する科目（14単位以上修得）

（2）小学校教諭一種免許状の場合

ア 教科及び教科の指導法に関する科目（30単位以上修得）

- ① 教科に関する専門的事項
- ② 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）
- イ 教育の基礎的理解に関する科目（10単位以上修得）
 - ① 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想
 - ② 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）
 - ③ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）
 - ④ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程
 - ⑤ 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解
 - ⑥ 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）
- ウ 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（10単位以上修得）
 - ① 道徳の理論及び指導法
 - ② 総合的な学習の時間の指導法
 - ③ 特別活動の指導法
 - ④ 教育の方法及び技術
 - ⑤ 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法
 - ⑥ 生徒指導の理論及び方法
 - ⑦ 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法
 - ⑧ 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法
- エ 教育実践に関する科目（7単位以上修得）
 - ① 教育実習（5単位以上修得）
 - ② 教職実践演習（2単位以上修得）
- オ 大学が独自に設定する科目（2単位以上修得）
- (3) 中学校教諭一種免許状の場合
 - ア 教科及び教科の指導法に関する科目（28単位以上修得）
 - ① 教科に関する専門的事項
 - ② 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）
 - イ 教育の基礎的理解に関する科目（10単位以上修得）
 - ① 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想

- ② 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）
- ③ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）
- ④ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程
- ⑤ 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解
- ⑥ 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）

ウ 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（10単位以上修得）

- ① 道徳の理論及び指導法
- ② 総合的な学習の時間の指導法
- ③ 特別活動の指導法
- ④ 教育の方法及び技術
- ⑤ 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法
- ⑥ 生徒指導の理論及び方法
- ⑦ 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法
- ⑧ 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法

エ 教育実践に関する科目（7単位以上修得）

- ① 教育実習（5単位以上修得）
- ② 教職実践演習（2単位以上修得）

オ 大学が独自に設定する科目（4単位以上修得）

（4）高等学校教諭一種免許状の場合

ア 教科及び教科の指導法に関する科目（24単位以上修得）

- ① 教科に関する専門的事項
- ② 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）

イ 教育の基礎的理解に関する科目（10単位以上修得）

- ① 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想
- ② 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）
- ③ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）

- ④ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程
 - ⑤ 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解
 - ⑥ 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）
- ウ 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（8単位以上修得）
- ① 総合的な探究の時間の指導法
 - ② 特別活動の指導法
 - ③ 教育の方法及び技術
 - ④ 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法
 - ⑤ 生徒指導の理論及び方法
 - ⑥ 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法
 - ⑦ 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法
- エ 教育実践に関する科目（5単位以上修得）
- ① 教育実習（3単位以上修得）
 - ② 教職実践演習（2単位以上修得）
- オ 大学が独自に設定する科目（12単位以上修得）
 （栄養に係る教育及び教職に関する科目）

第5条 栄養に係る教育及び教職に関する科目は、教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第10条の規定により、次のとおりとし、履修方法については、別表9に定めるとおりの単位を修得しなければならない。

- ア 栄養に係る教育に関する科目（4単位以上修得）
- イ 教育の基礎的理解に関する科目（8単位以上修得）
- ① 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想
 - ② 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）
 - ③ 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）
 - ④ 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程
 - ⑤ 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解
 - ⑥ 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）

ウ 道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目（6単位以上修得）

- ① 道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容
- ② 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）
- ③ 生徒指導の理論及び方法
- ④ 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法

エ 教育実践に関する科目（4単位以上修得）

- ① 栄養教育実習（2単位以上修得）
- ② 教職実践演習（2単位以上修得）

（特別支援教育に関する科目）

第6条 特別支援教育に関する科目は、教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第7条の規定により、次のとおりとし、履修方法については、別表10に定めるとおりの単位を修得しなければならない。

- (1) 特別支援教育の基礎理論に関する科目（2単位以上）
- (2) 特別支援教育領域に関する科目（16単位以上）
- (3) 免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目（5単位以上）
- (4) 心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習（3単位以上）
（教育実習・栄養教育実習・特別支援学校教育実習及び事前事後指導の履修）

第7条 教育実践に関する科目の初等教育実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、中等教育実習Ⅰ・Ⅱ、栄養教育実習、特別支援学校教育実習及びそれらの事前事後指導の履修は、教員志望の意志が明確で、成績良好である者に限る。

2 前項の取扱いについては、別に定める。

（科目等履修生）

第8条 科目等履修生が本規程に掲げる授業科目の単位を修得した場合は、教育職員免許法の定める所定の単位として認定することができる。

（教職課程履修願）

第9条 教職課程を履修しようとする者は、教職課程履修願を申請しなければならない。なお、申請の方法については別に定める。

（教職課程費）

第10条 教職課程費は、別に定めるとおりとする。なお、既に納入した教職課程

費は、返還しない。

(教職課程履修辞退届出)

第11条 教職課程の履修を辞退しようとする者は、教職課程履修辞退届出を提出しなければならない。なお、教職課程履修辞退届出の様式については別に定める。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行し、平成10年4月1日入学者より適用する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行し、平成12年4月1日入学者より適用する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行し、平成13年4月1日入学者より適用する。
なお、平成13年度以前の入学生は、改正後の規程にかかわらず、従前の例によるものとする。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度入学者より適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(授業科目等に関する経過措置)

2 第3条及び第6条の規定にかかわらず、平成30年度以前の入学者については、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(授業科目等に関する経過措置)

- 2 第4条の規定にかかわらず、平成31年度以前の入学者については、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(授業科目等に関する経過措置)

- 2 第2条から第5条の規定にかかわらず、令和3年度以前の入学者については、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(授業科目等に関する経過措置)

- 2 第3条から第7条の規定にかかわらず、令和4年度以前の入学者については、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(授業科目等に関する経過措置)

- 2 第3条から第5条の規定にかかわらず、令和4年度以前の入学者については、従前の例による。

別表1（第3条関係）日本国憲法、体育、外国語コミュニケーション、並びに、数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作
 中学校教諭一種免許状、高等学校教諭一種免許状及び栄養教諭一種免許状（生活デザイン学科、栄養学科）
 幼稚園教諭一種免許状、小学校教諭一種免許状、中学校教諭一種免許状及び高等学校教諭一種免許状（児童・幼児教育学科、心理・文化学科）

免許法施行規則第66条の6に規定する科目	免許法に定める単位数	本学開講科目	単位	備考
日本国憲法	2	現代国家と法 （日本国憲法）	2	教免必修
体育	2	スポーツ	1	教免必修
		健康の科学	2	教免必修
外国語コミュニケーション	2	英語コミュニケーションⅠ	1	教免必修
		英語コミュニケーションⅡ	1	教免必修
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	情報処理演習Ⅰ	1	教免必修
		情報処理演習Ⅱ	1	教免必修

別表2 (第4条関係)

幼稚園教諭一種免許状 (児童・幼児教育学科)

免許法施行規則に定める科目区分		免許法に定める最低単位数	本学開講科目	必修	教免必修	選択	備考
領域及び保育内容の指導法に関する科目	健康	16	幼児と健康		2		
	人間関係		幼児と人間関係		2		
	環境		幼児と環境		2		
	言葉		幼児と言葉		2		
	表現		幼児と表現		2		
	保育内容の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)		保育内容指導法 (健康) 保育内容指導法 (人間関係) 保育内容指導法 (環境) 保育内容指導法 (言葉) 保育内容指導法 (表現)		2 2 2 2 2		
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原論 保育原理 I		2 2		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)		教職概論		2		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教育制度論		2		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学 発達心理学		2 2		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育論 特別支援教育の理解 (障害児支援教育)		2 2		
	教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)		教育課程・保育計画総論		2		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法に関する科目	教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。)	4	教育方法・技術論 (情報通信技術の活用を含む。)		2		
	幼児理解の理論及び方法 教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。) の理論及び方法		幼児理解・相談論		2		
教育実践に関する科目	教育実習	5	初等教育実習事前事後指導 初等教育実習 I 初等教育実習 II 初等教育実習 III		1	4 2 2	4単位 選択必修
	教職実践演習	2	教職実践演習 (初等)		2		
大学が独自に設定する科目		14	人権・同和教育		2		
合計			51単位 以上				

注) 「大学が独自に設定する科目」については、「領域及び保育内容の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」の要修得単位数を超えて履修した単位を充当する。

別表3 (第4条関係)

小学校教諭一種免許状 (児童・幼児教育学科)

免許法施行規則に定める科目区分		免許法に定める最低単位数	本学開講科目	必修	教免必修	選択	備考
教科及び教科の指導法に関する科目 <small>各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)</small>	国語(書写を含む。)	30	国語科教育概論(書写を含む。)		2		
	社会		社会科教育概論			2	
	算数		算数科教育概論		2		
	理科		理科教育概論			2	
	生活		生活科教育概論			2	
	音楽		器楽基礎		2		
			器楽応用			2	
			声楽基礎			2	
	図画工作		図画工作		2		
	家庭		家庭科教育概論			2	
	体育		体育		2		
	外国語		児童英語概論		2		
	国語(書写を含む。)		国語科指導法		2		
	社会		社会科指導法		2		
	算数		算数科指導法		2		
	理科		理科指導法		2		
	生活		生活科指導法		2		
	音楽		音楽科指導法		2		
図画工作	図画工作指導法		2				
家庭	家庭科指導法		2				
体育	体育科指導法		2				
外国語	児童英語指導法		2				
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原論		2		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		教職概論		2		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教育制度論		2		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学 発達心理学		2 2		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育論 特別支援教育の理解(障害児支援教育)		2	2	
教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	教育課程論(初等)		2				
等に導法及び総合的な学習の指導、生徒指導、教育相談の時間等に関する科目	道徳の理論及び指導法	10	道徳教育指導法(初等)		2		
	総合的な学習の時間の指導法		総合的な学習の時間指導法		2		
	特別活動の指導法		特別活動指導法(初等)		2		
	教育の方法及び技術 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		教育方法・技術論(情報通信技術の活用を含む。)		2		
	生徒指導の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		生徒・進路指導(初等)		2		
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)		生徒・教育相談論(初等)		2		
教育に関する実践科目	教育実習	5	初等教育実習事前事後指導 初等教育実習Ⅰ 初等教育実習Ⅱ 初等教育実習Ⅲ		1	4 2 2	4単位 選択必修
	教職実践演習	2	教職実践演習(初等)		2		
大学が独自に設定する科目		2	人権・同和教育		2		
合計			59単位 以上				

別表4 (第4条関係)

家庭(中学校教諭一種免許状)(生活デザイン学科)

免許法施行規則に定める科目区分		免許法に定める最低単位数	本学開講科目	必修	教免必修	選択	備考
教科及び教科の指導法に関する科目	家庭経営学(家族関係学及び家庭経済学を含む。)	28	生活経営学(生活経済学を含む。)	2	2		
	被服学(被服製作実習を含む。)		被服学 被服構成学実習Ⅰ 被服構成学 被服科学	2	1 2	2	
	食物学(栄養学、食品学及び調理実習を含む。)		食物学 栄養学 食品学 調理学 調理学実習Ⅰ	2	2 2 2 1		
	住居学		住居学(製図を含む。) インテリア計画 住居管理学	2	2	2	
	保育学(実習を含む。)		保育学(実習及び家庭看護を含む。)		2		
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)			家庭科教育法Ⅰ 家庭科教育法Ⅱ 家庭科教育法Ⅲ 家庭科教育法Ⅳ		2 2 2 2		
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原論		2		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		教職概論		2		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教育行政学		2		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学		2		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育論		2		
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		教育課程論(中等)		2		
道徳、総合的な学習の時間、生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	10	道徳教育指導法(中等)		2		
	総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法		特別活動・総合的な学習の時間指導法		2		
	教育の方法及び技術 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		教育方法学(情報通信技術の活用を含む。)		2		
	生徒指導の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		生徒・進路指導(中等)		2		
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		生徒・教育相談論(中等)		2		
科目に関する実践	教育実習	5	中等教育実習事前事後指導 中等教育実習Ⅰ 中等教育実習Ⅱ		1 2 2		
	教職実践演習	2	教職実践演習(中等)		2		
大学が独自に設定する科目		4	人権・同和教育		2		
合計			59単位以上				

注)「大学が独自に設定する科目」については、「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」の要修得単位数を超えて履修した単位を充当する。

別表5 (第4条関係)

国語 (中学校教諭一種免許状) (心理・文化学科)

免許法施行規則に定める科目区分等		免許法に定める最低単位数	本学開講科目	必修	教 免 必 修	選 択	備 考
教科及び教科の指導法に関する科目	国語学 (音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	28	日本語学概論 (音声言語を含む。)		2		
			文章表現		2		
			日本語文法		2		
			日本語史概論		2		
			日本語の歴史		2		2
			日本語の古典				2
			日本語学演習 I				2
	国文学 (国文学史を含む。)		日本文学概論		2		
			日本近現代文学		2		
			日本古典文学		2		
			日本近現代文学史		2		
			日本古典文学史		2		
			日本近現代文学演習 I			2	
			日本近現代文学演習 II			2	
			日本古典文学演習 I			2	
			日本古典文学演習 II			2	
	漢文学		漢文学 I		2		
			漢文学 II		2		
	書道 (書写を中心とする。)		書写書道 I		1		
			書写書道 II		1		
	教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目		国語科教材分析			2	
	各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)		国語科教育法 I		2		
			国語科教育法 II		2		
			国語科教育法 III		2		
			国語科教育法 IV		2		
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原論		2		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)		教職概論		2		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校内外の協働を含む。)		教育行政学		2		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学		2		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育論		2		
	教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)		教育課程論 (中等)		2		
道徳、総合的な学習の時間等の指導に関する科目	道徳の理論及び指導法	10	道徳教育指導法 (中等)		2		
	総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法		特別活動・総合的な学習の時間指導法		2		
	教育の方法及び技術 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		教育方法学 (情報通信技術の活用を含む。)		2		
	生徒指導の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		生徒・進路指導 (中等)		2		
	教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)		生徒・教育相談論 (中等)		2		
科目に関する実践	教育実習	5	中等教育実習事前事後指導		1		
			中等教育実習 I		2		
			中等教育実習 II		2		
	教職実践演習	2	教職実践演習 (中等)		2		
大学が独自に設定する科目	4	人権・同和教育		2			
合計		59	単位以上				

注) 「大学が独自に設定する科目」については、「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」の要修得単位数を超えて履修した単位を充当する。

別表6 (第4条関係)

家庭 (高等学校教諭一種免許状) (生活デザイン学科)

免許法施行規則に定める科目区分		免許法に定める最低単位数	本学開講科目	必修	教免必修	選択	備考	
教科及び教科の指導法に関する科目	家庭経営学 (家族関係学及び家庭経済学を含む。)	24	生活経営学 (生活経済学を含む。)	2	2			
	被服学 (被服製作実習を含む。)		被服学	2				
	食物学 (栄養学、食品学及び調理実習を含む。)		被服構成学実習 I 被服構成学 被服科学		1 2		2	
	住居学 (製図を含む。)		食物学 栄養学 食品学 調理学 調理学実習 I	2	2 2 2 1			
	保育学 (実習及び家庭看護を含む。)		住居学 (製図を含む。) インテリア計画 住居管理学	2	2		2	
	家庭電気・家庭機械・情報処理		保育学 (実習及び家庭看護を含む。)		2			
	各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)		家庭電気・機械 家庭科情報処理演習		2 1			
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	家庭科教育法 I 家庭科教育法 II 家庭科教育法 III 家庭科教育法 IV		2 2 2		2	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)		教育原論		2			
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教職概論		2			
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育行政学		2			
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		教育心理学		2			
	教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)		特別支援教育論		2			
			教育課程論 (中等)		2			
教育の指導法に関する科目	総合的な探究の時間の指導法 特別活動の指導法	8	特別活動・総合的な学習の時間指導法		2			
	教育の方法及び技術 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		教育方法学 (情報通信技術の活用を含む。)		2			
	生徒指導の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		生徒・進路指導 (中等)		2			
	教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)		生徒・教育相談論 (中等)		2			
科目に関する実践	教育実習	3	中等教育実習事前事後指導 中等教育実習 I 中等教育実習 II		1 2		2	
	教職実践演習	2	教職実践演習 (中等)		2			
大学が独自に設定する科目		1.2	人権・同和教育 道徳教育指導法 (中等)		2		2	
合計		59単位 以上						

注) 「大学が独自に設定する科目」については、「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」の要修得単位数を超えて履修した単位を充当する。

別表7 (第4条関係)

国語 (高等学校教諭一種免許状) (心理・文化学科)

免許法施行規則に定める科目区分等		免許法に定める最低単位数	本学開講科目	必修	教 免 必 修	選 択	備 考
教科及び教科の指導法に関する科目	国語学 (音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	24	日本語学概論 (音声言語を含む。)		2		
			文章表現		2		
			日本語文法		2		
			日本語史概論		2		
			日本語の歴史		2		
	国文学 (国文学史を含む。)		日本語の古典			2	
			日本語学演習 I			2	
			日本語学演習 II			2	
	漢文学		日本文学概論		2		
	教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目		日本近現代文学		2		
			日本古典文学		2		
	各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)		日本近現代文学史		2		
			日本古典文学史		2		
			日本近現代文学演習 I			2	
			日本近現代文学演習 II			2	
			漢文学 I		2		
			漢文学 II		2		
			国語科教材分析			2	
			国語科教育法 I		2		
			国語科教育法 II		2		
			国語科教育法 III		2		
			国語科教育法 IV		2		
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原論		2		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)		教職概論		2		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教育行政学		2		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学		2		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育論		2		
	教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)		教育課程論 (中等)		2		
教育等、道徳、総合的な学習の時間等に関する科目	総合的な探究の時間の指導法	8	特別活動・総合的な学習の時間指導法		2		
	特別活動の指導法		教育方法学 (情報通信技術の活用を含む。)		2		
	教育の方法及び技術 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		生徒・進路指導 (中等)		2		
	生徒指導の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		生徒・教育相談論 (中等)		2		
	教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)		教育相談論 (中等)		2		
科目に教育実践	教育実習	3	中等教育実習事前事後指導		1		
			中等教育実習 I		2		
			中等教育実習 II			2	
	教職実践演習	2	教職実践演習 (中等)		2		
大学が独自に設定する科目		12	人権・同和教育 道徳教育指導法 (中等)		2	2	
合計			59単位	以上			

注) 「大学が独自に設定する科目」については、「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」の要修得単位数を超えて履修した単位を充当する。

別表8 (第4条関係)

書道 (高等学校教諭一種免許状) (心理・文化学科)

免許法施行規則に定める科目区分		免許法に定める最低単位数	本学開講科目	必修	教 免 必 修	選 択	備 考
教科及び教科の指導法に関する専門的事項	書道 (書写を含む。)	24	書写書道Ⅰ		1		
			書写書道Ⅱ		1		
			楷書法Ⅰ		1		
			楷書法Ⅱ		1		
			行草書法Ⅰ		1		
	行草書法Ⅱ		1				
	篆隸書法Ⅰ		1				
	篆隸書法Ⅱ		1				
	仮名書法Ⅰ		1				
	仮名書法Ⅱ		1				
	漢字仮名交じり書法Ⅰ		1				
	漢字仮名交じり書法Ⅱ		1				
	書道史		日本書道史		2		
			中国書道史		2		
	「書論、鑑賞」		書論		2		
			鑑賞		2		
	「国文学、漢文学」		日本文学概論		2		
			日本近現代文学		2		
			日本古典文学		2		
			漢文学Ⅰ		2		
			漢文学Ⅱ		2		
			日本近現代文学史		2		
			日本古典文学史		2		
			日本近現代文学演習Ⅰ			2	
			日本近現代文学演習Ⅱ			2	
			日本古典文学演習Ⅰ			2	
			日本古典文学演習Ⅱ			2	
	各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)		書道科教育法Ⅰ		2		
			書道科教育法Ⅱ		2		
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原論		2		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)		教職概論		2		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教育行政学		2		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学		2		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育論		2		
	教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)		教育課程論 (中等)		2		
道徳、総合的な学習の時間等に関する科目	総合的な探究の時間の指導法 特別活動の指導法	8	特別活動・総合的な学習の時間指導法		2		
	教育の方法及び技術 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		教育方法学 (情報通信技術の活用を含む。)		2		
	生徒指導の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		生徒・進路指導 (中等)		2		
	教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)		生徒・教育相談論 (中等)		2		
科目に関する実践	教育実習	3	中等教育実習事前事後指導		1		
			中等教育実習Ⅰ		2		
			中等教育実習Ⅱ			2	
	教職実践演習	2	教職実践演習 (中等)		2		
大学が独自に設定する科目		12	人権・同和教育 道徳教育指導法 (中等)		2	2	
合計			59単位以上				

注) 「大学が独自に設定する科目」については、「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」の要修得単位数を超えて履修した単位を充当する。

別表9 (第5条関係)

栄養教諭一種免許状 (栄養学科)

免許法施行規則に定める科目区分		免許法に定める最低単位数	本学開講科目	必修	教免必修	選択	備考
関するに 科に係る 目教育に	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項 ・幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項 ・食生活に関する歴史的及び文化的事項 ・食に関する指導の方法に関する事項 	4	栄養教諭論Ⅰ 栄養教諭論Ⅱ		2 2		
教育の 基 礎 的 理 解 に 関 す る 科 目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8	教育原論		2		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		教職概論		2		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教育行政学		2		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学		2		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育論		2		
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		教育課程論		2		
す 及 び 生 徒 指 導 、 総 合 的 な 学 習 の 時 間 等 に 関 す る 科 目	道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容	6	道徳教育論 特別活動・総合的な学習の時間論		2 2		
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)		教育方法学(情報通信技術の活用を含む。)		2		
	生徒指導の理論及び方法		生徒指導論		2		
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		教育相談論		2		
関 す る 実 践 的 な 科 目	栄養教育実習	2	事前事後指導(栄養教諭) 栄養教育実習		1 1		
	教職実践演習	2	教職実践演習(栄養教諭)		2		
	合 計		22単位	以上			

別表10 (第6条関係)

特別支援教育に関する科目

	免許法施行規則に定める科目区分	免許法に定める最低単位数	本学開講科目	必修	教免必修	選択	備考
第一欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目	2	障害者教育総論Ⅰ 障害者教育総論Ⅱ		2 2		
第二欄	特別支援教育領域に関する科目 ・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	16	知的障害者の心理・生理・病理 肢体不自由者の心理・生理・病理 病弱者の心理・生理・病理		2 2 2		
	・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		知的障害者教育 知的障害者指導法 肢体不自由者教育 肢体不自由者指導法 病弱者教育		2 2 2 2		
第三欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目 ・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	5	障害者の病理・保健		2		
	・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		視覚障害教育総論 聴覚障害教育総論		2 2		
	・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 ・心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		重複障害教育総論 発達障害教育総論		2 2		
第四欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	3	特別支援学校教育実習事前事後指導 特別支援学校教育実習		1 2		
		合計	26単位以上				